

## 決算特別委員会記録

○開催日 令和7年9月17日 午前9時30分～午後4時27分

○場所 議場

○出席委員

10番 平田るり子 委員長	9番 祢占通男 副委員長
3番 辻本貴志 委員	4番 上迫正幸 委員
5番 水野正子 委員	6番 立石幸徳 委員
	11番 橋口洋一 委員
12番 吉嶺周作 委員	議長眞茅弘美

○欠席委員

7番 豊留榮子 委員

### 【議題】

認定事項第1号 令和6年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

[歳入] [総括]

認定事項第2号 令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定事項第3号 令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定事項第4号 令和6年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

### 【審査結果】

認定事項第1号 認定すべきもの（賛成多数）

認定事項第2号 認定すべきもの（全会一致）

認定事項第3号 認定すべきもの（全会一致）

認定事項第4号 認定すべきもの（全会一致）

[歳入]

○委員長（平田るり子） 決算特別委員会を再開いたします。

本日は、歳入と一般会計全般の総括に入りたいと思います。

まず、歳入の審査に入ります。

決算書の17ページから27ページまで、決算報告書の82ページから119ページまで、監査委員の審査意見書の3ページから11ページまでです。

それでは審査をお願いします。

○6番（立石幸徳） 歳入の予算報告書86ページ、地方特例交付金が8,100万円ぐらいなんですけど、この特例交付金は、どういった事情で出された交付金になるんですかね。

○財政課長（田代勝義） この地方特例交付金につきましては、その中身としましては、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金と言いまして、いわゆる住宅ローン減税に関わる分の減収を補填するための交付金が入っております。額として1,247万円となっております。

そして、あと2つほどありますけれども、個人住民税における定額減税がございましたので、いわゆるこれが定額減税減収補填特例交付金と申しまして、やはり減収分を補填するために、市のほうに入っております。額として6,830万2,000円となっております。

そして、最後に新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が57万3,000円となっており、これらの新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、新規に設備投資を行った固定資産税等を減免したため、その減収分を補填するものでございます。

○6番（立石幸徳） この8,100万円のうち一番大きな個人住民税の関係ですね、これは今の石破内閣の前の岸田内閣の減税措置だったと思うんですけど、6,800万円ぐらい。これは当初の見込みとの違いはどういうふうになっているんですか。

○財政課長（田代勝義） 当初の見込みにつきましては、定額減税減収分を令和5年1月の課税データということで税務課から頂いた金額が6,820万円となっております。実績としましては、6,830万2,000円が入ってきたところです。

○6番（立石幸徳） そうすると、この減税措置はまだ残っているとかそういう状況じゃなくて、全て終わっていると確認してよろしいですかね。

○財政課長（田代勝義） 令和7年度の特例交付金で入ってくる予定です。7年度までということになります。

○6番（立石幸徳） その6年度分のこの6,800万円ぐらい、これは市税のほうの歳入にはどういった影響になっているんですか。その分だけが平年度とすると減収になっているというふうに考えればいいんですかね。

○税務課長（福永賢一） 個人住民税につきましては、その定額減税によりまして、例年よりも10%程度税収としては落ちている状況です。

○5番（水野正子） 市民税についてなんんですけど、歳入の82ページ、税務課提出資料の1ページ、監査資料の歳入歳出決算書等の審査意見書の4ページですが、市税の収入未済額についてなんですが、市税は一定の基準により担税力のあるものに対して課税されるものですが、滞納ということは許されるべきではなく、滞納が許されるとすれば、公平の原則にも反することになります。

しかし、令和6年度の市税について見てみると、収入率が100%であるものは法人税、国有資産等所在市町村の交付金、環境性能割、たばこ税、鉱産税ですが、繰越金については20%前後と100%から程遠いんですが、直接税は、収入未済額があり、市全体の収入率も前年対比が0.1%落ちています。

滞納繰越額はどんどん累積されていますが、これを減少するための方策は何か考えられている

のか、お聞かせください。

○税務課長（福永賢一） 滞納の縮減の対策としていたしましては、その対象者に対して直接お会いして、状況を把握しまして、納税を促していく方法、そして、誠意のない滞納者に対しては、預金や給与、そういったものの差押えを執行していくということですね。

そして、どうしてもそういう状況になっても、時効がありますので、時効を過ぎていくものにつきましては、落としていくということで、いわゆる3つの方法、納税してもらう、差し押さえ、落とすっていう3つの対策を立てて対応しているところでございます。

○5番（水野正子） 対象者に直接お会いするのは何回ぐらいお会いされるんですか。

○税務課長（福永賢一） 決算が終わった後に、課長と係長と地域担当がおりますので、その3者でまずミーティングをしまして、そしてその上で、その方針を立てます。

そして、ちょうど夏から秋の今ぐらいにかけて、滞納の対象者に対して納税相談を促す文書を出しまして、今、納税相談に来ていただいている状況で、その納税相談の状況に応じて、臨戸が必要な場合には、時間帯も合わせて家に訪問したりということで、何回というよりもそのケースに応じた対応になります。

○5番（水野正子） この不納欠損処分の理由っていうのが、監査の表4ページに書かれているんですが、徴収を諦めずに、今後もよろしくお願ひします。

○11番（橋口洋一） 報告書の83ページ、固定資産税が10億円ほど上がっているかと思いますが、この中で昨日も話を伺いした太陽光の関係ですね。あれも還付になりますよという話で、還付された後の調定額、収入済額が上がっているところかと思うんですけども、太陽光の課税については、どのような形になっているか御説明いただけますか。

○税務課長（福永賢一） 事業の用に供する太陽光発電につきまして、一定の容量を超える部分につきましては、償却資産として申告納税をしていただくという形で毎年償却資産の申告をいただくっていうことになります。

○11番（橋口洋一） 一定の容量っていうところは、キロワット数でいうと10キロワットということでおろしいでしょうか。

○税務課長（福永賢一） はい、そのとおりでございます。

○11番（橋口洋一） その10キロワット以上の償却資産ですね、そうなると事業的規模に該当するのかと思うんですけども、そういう方々の太陽光を設置しているよという把握はどのような形でされているところでしょうか。申告納税と言われたところですけれども、課税当局のほうで何かしらの把握をされているのかと思いますが、どういった形でされていますでしょうか。

○税務課長（福永賢一） いわゆる大規模な設置になり得ることもありまして、そういう設置に係る許可等がありますので、そういうことを担当する官庁等に必要書類等を求める場合もございます。それから売電になりますので、購買される事業者に地方税法に基づく資料を求めるごと。そのほか土地等は担当が頻繁に外勤して、地目の確認等も行っております。また家屋の調査に出向くことも頻繁にあります。

そういう部分で、市内を車で回っていく中で、そういう動きがあるかっていうのも把握している状況でございます。

○11番（橋口洋一） そういう中で、課税に努められている、申告等も見たところでですね、課税されているところかと思いますけれども、なかなか100%っていうわけにはいかないのかなというふうに思っているところで、当局のほうで考えられているところで、どれぐらいの割合で把握、申告がされているというふうにお考えでしょうか。

○税務課長（福永賢一） 当局としてはほぼ全部を把握していると認識しているところでございます。

○11番（橋口洋一） 課税の不公平がないように努めていただきたいというところであります。

また、続いて84ページの表のところ、特殊（農耕用）として621台となっております。こちらのほうも農業用機械ということで申告されたものに対して課税がされているかと思います。こちらも同じく申告納税ということで変わりはないでしようか。

○税務課長（福永賢一） 地方税法に基づく課税になりますので、トラクター等を所有される方は、標識をつけなければならないと道路交通法上もなっておりますので、そういう部分でこちらで把握する、申告に基づくものもありますが、基本的に標識交付の申請をしていただくっていう形になりますので、本人、所有している方が標識を申請に来られることが基本ですけれども、こちらで把握して標識のないものとか、あるいは償却資産として申告があって、そこで標識と一致してないもの等が見つかった場合は、標識の交付を促すということも行います。また、併せてナンバーが必要ですよという広報もしているところでございます。

○11番（橋口洋一） なかなかこの農業機械というのは課税が難しいのかなと。公道を走らないよっていう方につきましては、それはもう固定資産の対象にはならない話でしょうから、その線引きっていうのは非常に難しいところがあって、本人が申告する・しないというのは、判断が難しいというか、課税当局としても難しいところかと思います。

そこに対しましては、広報もしくは情報収集というところで努力するしかないという、そういうことでよろしいでしょうか。

○税務課長（福永賢一） 公道を走るからナンバーがいるということではなくて、地方税法では所有する者には標識が必要という形、税がかかるという形になりますので、そこはただ市民の認識としてですね、最初制度がスタートしてからずっと必ず要るものだという認識ではなくて、やはり、委員がおっしゃられるように、公道を走らない、畠でしか使わないものは要らないんだという認識がいまだに残っている状態でありますので、それを改善する部分が必要であるためにも広報を地道にやっていこうと考えております。

○11番（橋口洋一） 私の認識もちょっと誤ったところがあり申し訳ありませんでした。

そしたら農業用機械は課税対象だよというところで、今課長もおっしゃられたとおり、認識が皆さん甘いところがあるということだと思いますので、そこら辺の周知は、また今後、徹底していただきたいなと思います。

あと一つですね、85ページ、地方揮発油譲与税3,000万円あるところですけども、これの算出根拠はどのような形になってこの金額になっているのかをお示しください。

○財政課長（田代勝義） この地方揮発油譲与税につきましては、揮発油いわゆるガソリンに課して地方自治体に財源を譲与するものでございます。

この揮発油譲与税額につきましては、自治体における道路台帳に記載されている市道で、本市が管理する道路の延長と面積で案分されているものでございますので、道路の延長とか面積については特に大きな変更もございませんので、大体、例年度を基にしながら、試算をしているところでございます。

○11番（橋口洋一） この譲与税についてお伺いしたのは、昨今、ガソリンの暫定税率がまた11月以降ですかね、変わるべき可能性があるということで、それがもし適用になった場合に、本市における財政の影響というのもあるかと思うんですけども、そういったところの試算っていうのは、どのようにされて、どのような結果になっているところでしょうか。

○財政課長（田代勝義） 今委員がおっしゃられましたガソリンの減税と廃止も含めてですかね、そういったものが行われた場合、地方揮発油譲与税と軽油の引取税というものに影響があると考えております。

本市におきましては、軽油引取税は該当がありませんので、地方揮発油譲与税だけになると思しますので、揮発油譲与税の収入の実績が、令和2年度で3,122万2,000円、令和3年度で3,200万円、令和4年度が3,000万円ということで3,000万円程度で推移しておりますので、本市にお

ける影響額としては、約3,000万円の減収になると考えております。

○11番（橋口洋一） 3,000万円丸々なくなる可能性があるということですか。国の分と地方の分と、国の割合というのが違うところかと思うので、丸々なくなるのではなくて、そのうちの交付された分の何%かが対象になるんではないかと考えていたんですけども、3,000万円というのはちょっと大きいですね。そのあたり、どういった試算をされているところでしようか。

○財政課長（田代勝義） 大変申し訳ありませんが、もう一度質疑をお願いしてもよろしいでしょうか。

○11番（橋口洋一） 撥発油譲与税に影響が出るということで、今の御説明では、3,000万円丸々なくなるよというようなお話だったと思うんですけども、ガソリンの暫定税率につきましては、国のはうが4.4円のリットルですね、地方のはうが0.8円のリットルの割り振りがあったかと思うんですよ。

そういう中で、地方の分が減収になるんじゃないかなというふうに想像はしていたんですけども、そういう考え方で、これが全部なくなるのではなくて、一部影響があるのではないかなどいうところの質疑をさせていただいたところでした。

○財政課長（田代勝義） また後で答弁させてもらってもよろしいでしょうか。

○5番（水野正子） ガソリンの暫定税率なんですけど、南日本新聞でも紹介されていたんですが、県内市町村分は、25年度が約9,000万円、26年度が約2億8,000万円の減収になると見込んでいるということですが、3,000万円だとしたら、ちょっとこれはどのような計算になるのかなと思いますけど、お聞かせください。

○財政課長（田代勝義） そこにつきましても、また後で答弁させていただきたいと思います。

○6番（立石幸徳） 報告書の112ページ、ふるさと応援基金の繰入れで、ずっと繰入れをして一覧表は出ているんですけど、一番頭に火之神地区の建物解体約1億5,000万円ですね。これは6年度分が1億5,000万円ですけど、5年度の決算報告書を持ってないんで、5年度も同様にこういうふるさと応援基金を使っているんですかね。

それから、その前の土地購入の財源もふるさと応援基金だったのか、ちょっと確認をさせていただきます。

○財政課長（田代勝義） 資料を取りに行ってますので、後もって答弁したいと思います。

○9番（禰占通男） 先ほど税収の問題が出ましたけど、9月議会提出資料の8ページ、年度別差押状況並びに差押状況明細についてお伺いいたします。

一番下の6年度分で不動産対象なし、動産も対象なしと後は続いているんですけど、またその下の差押状況明細も6年度分が不動産、動産なし、そして、生命保険もなしということなんだけど、滞納で納められない、納める意思がない、そういうことで不動産、動産、差押えについては今はどのような対応を行っているのか、そこをお答え願いたいと思います。

○税務課長（福永賢一） 不動産、動産につきましては、差し押されてから換価するまでに手間がかかります。ですので、それよりは、現金化が早期に可能な預貯金や還付金、生命保険と給与と、そういうところをまず差し押えていくっていう方針で対応しているところです。

○9番（禰占通男） 今、課長がおっしゃられるようにそれで滞納分は回収できているんですか。6年度分もいいし、5年度分の動産っていうところも空いているんですけど。

○税務課長（福永賢一） 1ページのほうでも、5番委員の質疑の中でも滞納繰越金の収納率は低いというようなお話もありました。やっぱり、そういうものを差し押さえたとしても、全て滞納がクリアされるということにはなりませんので、それにやっぱり全然追いつかない状況であることが現状であります。

○9番（禰占通男） 一般会計報告書にも、説明の部分には市税の徴収率が97.6%、そして前年度が97.1%で5ポイント高くなっているんですけど、この収納率が上がることはいいことで

すよ。

先ほど説明した部分に質疑者もそう言っていましたけど、やはり公平性って言ったらもうちょっと考えるところもあるし、私も以前から不動産でも何でも滞納したら押さえるべきじゃないかと。以前は、ほとんど今課長がおっしゃられるように手間、時間がかかるということで対応しないというのは私も何度か聞いていますけど。

私も仕事で行った高齢者しか住んでいないところをしたことがあるんですけど、いつの間にか亡くなっているんでしょうね、いなくなつて解体、また新しく家ができていたりと。その方に私は仕事で行ったときに聞いたら、子供もいないから、あとはもう相続人なしになりますよね。それはもう聞いていたんですけどね。それはどのように、今、火之神の土地みたいに裁判沙汰になって、管財人が管理になったのかは知りませんけど、そういうことで利用のある土地は、やっぱり求める方もいらっしゃるわけでしょう。

そして、また私は一番思うのは、移住とか定住を促すんであれば、枕崎市も今、土地開発公社がストップ状態ですけど、やっぱりそういうところでも保有して、時代に合った値段でまた譲渡するのもいいのかなと思ったりもするんですけど。一般質問でも説明しましたけど、人口が増えているところは25年住むと、住宅土地つきであげますよと。やはりそういう奇抜的な考えも必要じゃないかと思うんですけど。

今後どうなんですか、こういう物件を、今は相続が面倒くさいとかそういうのもあげますよって、私も相談されたりしているんだけど。やっぱりそういうところはこの市で対応できないんですかね、要らない土地とかこういう差押えを本人が望むなら積極的に土地でも処分するとか、どうなんですか。

○税務課長（福永賢一） 税務課として言えることとして、過去に市内のある不動産の差押えをして、そこがまた新たな方に所有者が代わってっていう事例もございます。そういった形で状況に応じて、そういった可能な場所で、そういう物件でそういった対象者であることについては、税務課としても追求しながら対応して、滞納処分を進めていきたいというふうに考えております。

○9番（禰占通男） あとこの動産ですよ。鹿児島県内の市町村の動産を差し押された分を、県民ホールで公売、以前はあったんですけど、今もこれやっているんですかね。

○税務課長（福永賢一） 県のほうは毎年開催しております。過去に本市もそれに3回ほど参加して、実績がございます。

○9番（禰占通男） 本市がした部分は私も足を運んで見てていますけど、やはり一番多いのが銘柄の焼酎ですよね、高いものが入札と同時に売れる。だから費用対効果だけど、やっぱりそこら辺のものも持ち主がオーケーとかそれだったら持つていってくださいとかあったら、またそこまで運んで出費するのもまた手間なんですね。そこら辺も考えて、今後、滞納処分については対応すべきじゃないですか。

○税務課長（福永賢一） そういう必要なケース等が出てきましたら、捜索に基づく動産の差押え等を行って、県のそういった公売会に参加していきたいというふうに考えております。

○5番（水野正子） 決算報告書の113ページの延滞金ですが、保育料の延滞金が29万9,600円ありますが、これは何名が延滞されているんでしょうか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 滞納繰越しになっている、未納となっている保育料の滞納者については、12名になっております。

○5番（水野正子） 前年度は幾らの滞納だったんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 令和5年度の未収額は207万4,350円となっています。

○5番（水野正子） 滞納されている世帯の年収は幾らの方々が滞納されているとかそこまでは分かりませんか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 保育料の算定につきましては、保護者の方の所得状況によっ

て、保育料のほうが決定されますので、所得の状況については、健康・こども課においても把握はしております。

○5番（水野正子） 今、物価高騰などで子供のおむつを見ても、自分たちが子育てしているときの値段とは全然違って、スーパーに行っても物価高騰がすごいなと思うんです。

だから経済困窮者の増加も関係しているのか、またそういうところも研究して、何か支援ができるべきいいのかなあと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○4番（上迫正幸） 報告書の116ページ、資源ごみ売却事業収入についてお伺いいたします。

資源ごみは鉄類、紙類、その他の分別にされますが、それぞれの売却金額をお願いいたします。

○市民生活課参事（立石秀和） 資源ごみにつきましては、品目ごとに売却を行っておりまして、6年度分については内鍋リサイクルセンターが9月に供用開始しましたので、9月からの7か月分の金額になります。

品目ごとに申しますと、段ボールが20万3,720円、新聞紙が17万2,634円、雑誌類が19万3,292円、その他の紙類が2万3,056円、紙パックが2,079円、それから発泡スチロールのインゴットが7万6,219円、アルミプレスが429万8,525円、スチールプレスが16万9,867円、雑鉄が142万9,686円、衣類等の布類が25万1,405円、小型家電が31万4,138円、それから羽毛布団が7,040円、ペットボトルが199万8,210円、以上合計した金額が913万9,871円になるところです。

○4番（上迫正幸） それにはリサイクル協会からの拠出金は入ってないんですかね。

○市民生活課参事（立石秀和） 令和6年度につきましては、ペットボトルと廃プラスチック、瓶類を、容器包装リサイクル協会のほうに委託していたところですけれども、拠出金が入ってきているのはペットボトル分の199万8,210円になるところです。

○4番（上迫正幸） 今度、スチール、アルミ缶を圧縮する機械が新しくなったわけなんですけど、その効果はどのように考えていらっしゃいますか。

○市民生活課参事（立石秀和） 内鍋清掃センター時代は、粗大ごみ処理施設の中に大きなプレス機があったんですけども、9月以降は枕崎市単独の資源ごみしか入ってこないということで、新しい缶類の圧縮機を導入したところです。

アルミ、スチール、磁力で選別してそれぞれプレスして売却しているところになりますけれども、特に問題等なく稼働できているところになっております。

○4番（上迫正幸） 以前は枕崎の内鍋のほうで全部処理していたわけですが、前は県内19市の中で一番ごみの排出量が多いと枕崎は言われていたわけなんですが、ECOの杜に運ぶようになって、向こうで処理するようになってきていますけども、枕崎から持ち込んだごみの量とかの集計はそっちのほうでされるんですかね。

○市民生活課参事（立石秀和） ECOの杜で処理した枕崎市分のごみについては、南薩地区衛生管理組合のほうで集計をしております。そこで枕崎市のごみ量は把握できるところです。

○9番（禰占通男） 一般会計報告書の115ページ、ここに地域総合整備資金貸付金の元金収入というこのマルハチ・テクノロジーですけど、2,700万円。これはいつまでマルハチ・テクノロジーは納めるんですかね。

○財政課長（田代勝義） 今資料を取りに行っておりますので、後もって答弁いたします。

○9番（禰占通男） 116ページのここに台風第10号に対する全国都市職員災害共済会災害見舞金の10万円が来ているんですけど、これは、この見舞金はどのように配分というか、使われているんですか。

○総務課長（山口太） これについても後ほど答弁させていただきます。

○5番（水野正子） 決算報告書の116ページ、新型コロナワイルスワクチン接種費用助成金ですが、これは何名受けられたか。それと、年代別で何名ぐらいか分かればお聞かせください。

○健康・こども課長（鮫島眞一） お尋ねの新型コロナワイルスワクチン接種費用助成金の関係

ですけれども、実際に接種した人数は1,199名でございます。

年代別は詳細を集計しておりませんので、お答えできるものを持ち合わせてございません。

○4番（上迫正幸） 報告書の110ページ、財産売払収入の物品売払収入で、消防ポンプと小型ポンプの売却がありますが、これは入札だと思いますが、買って、どうやって使いなさいって、色を変えなさいとかそういう条件はあるんですかね。

○消防総務課長（中原勝一） 消防ポンプ自動車につきましては、色等の変更の条件等はありませんが、サイレン、赤色灯等の取り外しの条件等はあります。

○4番（上迫正幸） 小型ポンプはそのまま使っていいんですかね。

○消防総務課長（中原勝一） 小型ポンプにつきましては、特に条件等は定められておりません。

○4番（上迫正幸） 小型ポンプには枕崎消防署とか名前は入ってなかったですかね。

○消防総務課長（中原勝一） 小型ポンプにつきましては、その分団の班名が入っていますので、シール等でつけられていますので、それの取り外しについての条件はあります。

○委員長（平田るり子） あと質問のある方は何名いらっしゃいますか。——2名。

ここで休憩に入りますので、2名の方の質問と、あと保留が4件ございますので、再開後、答弁をお願いいたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩  
午前10時39分 再開

○委員長（平田るり子） 再開いたします。

○12番（吉嶺周作） 決算報告書の109ページに、財産貸付収入の中で、土地貸付収入47件、建物貸付収入4件とあるんですけども、これってどういう物件になるんですかね。

○財政課長（田代勝義） 土地貸付収入につきましては、個人の方をはじめとする方に貸している貸付けの収入です。2番目の土地貸付収入の電柱・電話柱につきましては、NTTや九電等に貸し付けているものでございます。

建物貸付収入につきましては、教育委員会の二階にアパートのようになっている部分があるんですけども、そこの貸付収入となっております。また別府小中学校等の教頭住宅等の貸付料となっているところです。

○12番（吉嶺周作） この土地貸付収入の47件は、市内、場所はどこになるんですか。例えばどういった物件を言うんですか、土地を市が貸して収入があるというのは。

○財政課長（田代勝義） 警察署等に貸している土地ですとか、JAに貸している土地ですとか、かつお公社、法人等に貸している土地がありますので、点在しているような形になります。

○12番（吉嶺周作） 用途としては警察署でしたり、JAでしたり、駐車場として貸しているんですかね。

○財政課長（田代勝義） 警察署でしたら宿舎であったり、今おっしゃられた駐車場等であったり、店舗の敷地というものになっております。

○12番（吉嶺周作） 土地といいますか、市街地のほうにもタイヨーの駐車場でしたり、住吉町、西本町、折口町までの60台ほど停められる駐車場でしたり、その近くの方々から、番号を駐車場に打ってありますし、有料化にして借りたいというような話がありまして、昔公民館で協議会があったみたいなんんですけど、そこが今、ずっと頓挫しているんですが、そういったところを私物化させないためにも、今後の駐車場の有効活用というのはどういうふうに考えているんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） お尋ねの駐車場というのは神園川の暗渠の上にある駐車場ですかね。そこにつきましては以前、そういうような意見もあつたり、また通り会等から、商業振興に使いたいということもありましたので、そのような話もありまして、現在のまま使っている状況

です。

今後、そのような御意見等があるのであれば、再度、会議所なり、通り会なりと協議をして、有効的な活用を図ってまいりたいと思います。

○6番（立石幸徳） 私は総括でもいいんですけれども、歳入のほうで2点ほど。

1つは、さっきの火之神の件での財源をふるさと納税の基金と。報告書の先ほどの基金の使い道の上のほうに、企業版のふるさと納税、これが本市の分が出ているんですけど、これは質疑というよりですね、意見も兼ねて発言しておきますけど。

今度6年度末でなんさつECOの杜のいろんな多額の経費が完了しまして、そして、なんさつECOの杜、南薩4市で取り組んできた大きな数百億円の工事事業ですけれども、その経過の中で、企業版ふるさと納税というのは、ECOの杜の工事をしている県内有数の業者が、4市の中の特定の市に企業版ふるさと納税をやっている。

今言った業者は、南薩地区ではその事業しかやっていませんよ。

私が言いたいのは、4市で取り組んでいる大きな建設事業に関わる企業版ふるさと納税が、なぜ4つのうちのただの1市に、そういう企業版ふるさと納税がなされるのか、本当に疑問でならない。そういうのをまた、ほかの3市が何も言わず沈黙しているっていうのは私はおかしいと思うんで、これは一応意見として出しておきます。

それから、後もってふるさと応援基金の火之神への投入も聞きますが、その前に歳入部門でこの市債、本市のこの過疎対策事業の取組の中で、現在、本市が持っている過疎対策事業債の発行限度額というのは幾らになるんですか。

○財政課長（田代勝義） 過疎対策事業債のハード分につきましては、限度額がないところですが、ソフト分に関しましては、令和6年度においては4,770万円となっております。

○6番（立石幸徳） 今ハード分について限度はないと言われましたけど、この過疎債については、いわゆる全体的な国の大きな地方債計画の中で、過疎債の位置づけ、そういう額も示されて、その中でまた、各自治体の発行分というのを示されてくると思うんですけど、ハード分については、全然限度なしという確認でよろしいですか。

○財政課長（田代勝義） 財政計画の中では、その金額は示されておりませんけれども、本市が過疎債を借りる場合に、これまで限度がなかったということで、今、限度額はなしと申し上げましたが、6番委員がおっしゃるとおりということになります。

○6番（立石幸徳） そこで報告書の118ページ、今回初めて私気が付いたんですが、過疎対策事業の下に、過疎地域持続的発展特別事業、これはどういった事業で、いつからこの事業が導入されているんですかね。

○財政課長（田代勝義） この118ページの表にあります過疎対策事業というのがハード分の記載となっておりまして、その下にある持続的発展特別事業というのがソフト事業分となっておりまして、このソフト分の起債が充てられているのは子ども・子育て関係の事業費等、そういったいわゆるソフト事業に充てられているところです。

○6番（立石幸徳） マスクでよく聞き取れないんですけど、そうすると、ソフト分のほうの限度枠は幾らになっているんですか、本市は。

○財政課長（田代勝義） ソフト分の枠につきましても、年々変わっておりますけれども、この表を見ていただきまして、持続的発展特別事業の借入額の通常債というところがありまして、4,770万円が限度額となっております。

○6番（立石幸徳） 保留にしていました火之神地区への過年度、6年度の前の財源はどうなっているんですかね。

○財政課長（田代勝義） 6年度に解体工事を行いました分が1億4,992万円となっておりますが、それに1億4,990万円をふるさと応援基金から充てております。

そして、令和5年度になりますが、令和5年度の解体費が1億4,973万4,000円となっておりますが、これには1億4,900万円を充てております。

また、令和4年度に火之神地区取得事業で土地等を取得いたしましたが、この事業費が3,261万4,000円となっておりますが、ここには3,200万円を充当しているところです。

○6番（立石幸徳） そうすると、6年度末で3か年分の火之神地区的土地購入あるいは解体事業、合計で幾らふるさと応援基金を火之神地区に投入していることになるんですか。

○財政課長（田代勝義） 3億3,090万円になります。

○6番（立石幸徳） あとは総括でまたいろいろお尋ねをいたします。

○財政課長（田代勝義） 私のほうから、まず11番委員の暫定税率の質疑がありましたので、それについて答弁させていただきたいと思います。

暫定税率につきましては、1リットル当たり25円10銭という分が暫定税率が廃止された場合は減るということになります。そして、新聞報道でございますけれども、この揮発油譲与税につきましては県が税の収入を行っております。

そして、市町村に配分を行うわけですけれども、この暫定税率が廃止された場合には、県内で2億8,000万円程度の減収になると、市町村分で減収になるというふうに書いてありますけれども、県のほうが市町村に幾ら揮発油譲与税を配分しているかというのが分かりませんので、本市において、幾ら減収するかというのはちょっと計算ができませんけれども、暫定税率が1リットル当たり25円10銭ということですので、その割合分が減るものと思っております。

そして、この揮発油譲与税につきましては、基準財政収入額ですね、この譲与税の令和6年度で言いますと0.968%、ほとんど満額を基準財政収入額で見てもらっています。

そして令和7年度には0.972%と、年によって基準財政収入額の率も変わりますけれども、揮発油譲与税が、先ほども申しましたように、幾ら減額になってくるか分かりませんけれども、ほとんどが交付税で措置されるものと考えております。

そして、また私が先ほど揮発油譲与税で本市に3,000万円ほどあって、その分が影響額と申し上げましたが、そこにつきましては私がちょっと暫定税率のことについて勘違いをしておりましたので、そこについてはおわびして訂正させていただきます。

○11番（橋口洋一） 今の御説明でいきますと、ガソリンの暫定税率が廃止になったとしても、一時的には県のほうからの分が減るけれども、それは基準財政収入額も減るような形になるんで、それでもう補填されてあまり影響がないと考えてよろしいところでしょうか。

○財政課長（田代勝義） 基準財政収入額の率等が、今後変更がなければ、交付税のほうで措置されると考えているところです。

○11番（橋口洋一） なかなか納得しづらいところではあるんですけど、今、財政課長がそういうふうな御認識であるならば、そういう形なんでしょう。ですけど、あまり私としては、そこは納得できないところもあり、そういったところの積算等々についても、今後、財政のほうでもきちっと把握、そして予算化を検討していただきたいと思います。

○財政課長（田代勝義） 県の税収等を確認しながら、本市の影響額は積算していきたいと思っております。

続きまして、9番委員から質疑ございました地域総合整備資金貸付金につきましてですけれども、この歳入につきましては、令和8年度まで入ってくる計画となっております。

○9番（禰占通男） このマルハチ・テクノロジーの今の業績、そこら辺は把握できないんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 地域総合整備資金貸付金の元金収入につきまして、株式会社マルハチ・テクノロジーが、平成23年と24年の2回にわたって本市と金銭消費貸借契約を結んでおりますが、その中で、各決算年度の業績を報告するというような、そういった資料提供の合意は

ありませんので、経営状況は分からぬところですが、現在、順調に当初の目的である事業を進められて、いろんなものに取り組んでいるということで把握はしているところです。

経営が悪化しているとかそういう情報は、私どもとしては得てないところです。

○9番（禰占通男） 枕崎にとっては、本当に近代的な工場で、ほかの業種についても見本になると私は思っております。ですから、今課長も言いますように、今後も活動を続けることを本当に願っております。

○総務課長（山口太） 先ほど9番委員から、決算報告書の116ページの雑入、台風第10号に対する全国都市職員災害共済会災害見舞金10万円の使い道ということでお尋ねがございました。

この全国都市職員災害共済会の火災共済事業、あるいは自動車共済事業に加入している本市の職員がおります。

その事務については、総務課職員係で行っていますので、雑入のところに、上から2番目全国都市職員災害共済会支部事務費ということで、その事務費についても入ってきておりますけれども、災害見舞金は、昨年の8月の台風第10号で、いわゆる災害救助法の適用を受けるような大きな災害があったところに対して、全国都市職員災害共済会から見舞金として10万円支給されたものでございます。

その10万円の使途につきましては、災害共済会の事務については職員係で行っているところでありますので、職員係の事務経費に充当されているというところでございます。

○委員長（平田るり子） 以上で、歳入の審査を保留いたします。

ここで建設課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○建設課長（神浦正純） 昨日の決算特別委員会で、吉嶺委員より、一番最後に政策空き家が使われたのはいつですかとの御質疑に対し、約2年前に火災被害に遭われた方の入居が最後でしたと答弁いたしましたが、正しくは、令和2年に台風災害に遭われた方の入居が最後でありました。さらに、入居された市営住宅は、当時、政策空き家ではありませんでした。

なお、政策空き家については、市の政策的な判断であえて募集を停止し、空き家のままにしている住宅であることを申し添えます。おわびして訂正いたします。

### [総括]

○委員長（平田るり子） 次に、一般会計全般の総括に入ります。

それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 私は決算特別委員会が始まる前、昨日ですかね、企画調整課のほうから、これ毎年度、地方創生の関係でいろいろとたくさんの資料が出ていて、この地方創生についてしばらく時間をとってお尋ねします。

まず、この例年どおりの本市の地方創生総合戦略の外部有識者による評価委員会といえばいいんですかね、これはいつこの評価委員会が実施されたんですかね。

○企画調整課参事（中村浩一朗） まずは、昨年度の審議会についてお答えしますが、5年度の実績につきましては8月28日の開催予定でございましたが、台風の接近に伴いまして、その時期に合わせて書面で開催しております。その結果につきましては、昨年の同じ時期にございました9月議会の決算特別委員会に提出しております。

並びに今年につきましては、9月に入りまして昨年度の取組ということで、書面による審議会を開催しまして、今回、取りまとめたものを提出しているところでございます。

○6番（立石幸徳） 書面によるということですけど、一緒に会議ということで集まって評価するということはでき得なかつたんですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 今回の審議会につきましては、今年度、策定を予定しております総合振興計画総合戦略の審議会の開催がございまして、そちらの開催を優先しております、そちらの策定に伴う審議会ということで、まずは一度開催しているところです。

そのほかに今年度行いました昨年度の事業審査といいますか、今回の資料策定に向けた審議会につきましては、別途評価をいただくという形で、書面での開催ということで実施したところでございます。

○6番（立石幸徳） 私の記憶では、令和5年度分の評価も書面による評価になっていたんじゃないですか。台風の関係があったとか何とかということで。それでまた今度も続けて書面による評価をということなもんですからね。なぜこうして集まった中での、評価委員の方々のお互いの意見を披露して、お互いが意見を出し合うことでのまた評価というのは大事な部分だらうと思いますのでね、その辺を聞きたかったわけです。

中身に入りますけど、これは私は地方創生の関係で、昨年の9月議会で一般質問もさせていただいておりますので、非常に关心を持って目を通しました。そこで当然、地方創生っていうのは、当初から6年度で10年の地方創生を終了と。そして、新しくまた石破内閣で次の地方創生を2.0ということで取り組んできているところですけど、一番最初のこの地方創生総合戦略で、それまでのいろんな行政の計画と違った取組として、KPIなるものをしてきたんですね、実際評価をすると。

ここにも資料の一番頭のところに、検証資料、KPIのAの評価が、目標達成をしていると。Bはおおむね達成している。Cは十分とは言えない、Dは見直しと、こういう評価なんんですけど、一応、さっと見る中で、KPIのAの評価が非常に多いんですよね。

別冊の政策分野ごとに見てもですよ。これはA4判の評価の2ページ、上から3行目に、KPIはA評価とB評価が多いと。次の政策分野2についてもですよ、2については個別評価は全体的に厳しい分野と。政策分野の3になると、6ページですか、実績に基づくKPI評価はAが多く、最後の8ページ、地域と地域をつなぐ政策分野4は1行目にAランクの評価が多い。

こう見ますとね、いろんな事業を出して、Aランクが多いということは、目標達成をしているということですね。

私はちょっと皮肉みたいなことというのは、はっきり言って自分自身嫌なんですけれども、目標達成をいろんな分野でしているのに、なんで町は地方創生と言われるほどいい町になっていかないのかなと不思議でならんですよ。それで、じゃあそのKPIが目標 자체が低いのか、達成しているということですからね。低い目標であれば、達成する可能性が多いですからね。

あるいは町が活性化しないということは、KPIなるものが、ちょっと勘違いというか、おかしな目標設定になっているんじゃないかなと。ですから目標達成をしていても、全然その町の活性化にはつながらない目標を立てていると。この2つしかないですよ。

その部分の全体的な10年の大規模な節目ですからね。KPIは達成している。しかし、町はよくならない。

この点の外部評価委員の見解というのは出でていないんですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） まずもって、KPIの設定につきまして申し上げますけれども、こちらの設定につきましては、政策分野が4つございますけれども、それらにぶらさがります各事業に対するKPIにつきまして、各課において設定をし、見直しができるような状況になっているところでございます。

設定につきましては、現状から見て達成が不可能なものについては設定はしないのですけれども、目標が可能な部分で設定をしていくということで、理想としましては、引き続き、KPIを年度ごとにクリアすることによって、その事業についての目標に向かった取組を実施していくということで、課題の解決につながるための取組を進めるということで取り組んでいるところです。

審議会の中におきましても、やはりその設定の仕方が甘いのではないかという御意見もございますので、そのあたりにつきましては、各課と目標設定に向けて調整をしながら、次年度以降に取組を充実させていくように設定をしていきたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 私もずっと過年度の評価の資料を持っているわけじゃないですけれども、記憶として、これまでの1年に1回のこのKPI評価は、非常にいいですよ、達成したという記憶しかないですよね。だから、その目標を達成しているのに、なぜ町全体にそれが表れてこないかと、不思議でならないから確認しているんですけどね。

今、企画調整課参事のほうから、目標が甘かったと。何をもって甘いあるいは厳しいというか、そういうのはまたいろいろ細かい検討が必要だと思うんですけどね。例えば、具体的に目標が甘いんじゃないかと言われるようなKPIというのは、どういうものがあるんですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 目標の設定が甘いのではないかという事業につきましては、全体的な中で甘い部分が多いのではないかということで評価されておりますので、具体的な事業につきましては、指摘はなかったところです。

○6番（立石幸徳） 今の説明は説明で承りますけど、個々の項目についてKPIを設置するわけですよ。

全体的に甘いんじゃないかって言ったって、それはもう当然、個々の設定状況を見てそういう発言が出るわけですから、具体的にどういった個々の項目が甘いということを言ってもらわんと、ただ全体的に甘いと言っても我々は受け止めようがないじゃないですか。全部言えというのではなくて、甘いというようなものを示してほしいわけですよ。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 審議会の中におきましては、特にどの事業ということで指摘があったわけではございません。全体的な設定ということで、審議会の中で評価があつたところでございます。

○6番（立石幸徳） 今、参事が答弁したようなことでいくと、もう本市は何年こういった地方創生をやっても、全く一緒の結果ですよ。地方創生ということにはつながっていないか。それは個々の目標というのがあって初めて、個々って言ってもこれいっぱいありますよ。それ読み上げるわけにもいきませんからね。どの項目が甘くて、それをちゃんと目標をクリアできた、できなかつたという形で緻密に各課で取り組んでもらわないと、ただ全体的に甘いですって言われても、我々はどこを見てその全体が甘いのか分からんですよ。

要は非常に辛口の物言いをしていますけど、これは今後もそういう今言ったように、総合振興計画と一緒にですね、また向こう5か年の本市の地方創生の戦略も立てないといけないわけですから。今言ったような答弁、説明を聞いていると、今後の本市の地方創生の総合戦略、全然期待できない。副市長どうでしょうか。

○副市長（本田親行） 審議会の委員の御意見についても、6番委員の指摘と同様なことで、町の活性化であるとか、少子化や人口減少とか、なかなかつながってないことに対して、目標の設定が甘いのではないかという意見があったと思います。

それぞれのKPIについて、その方向性であるとか、また取組の状況等をさらに検証しながら、効果ある計画を策定していくかと考えております。

○6番（立石幸徳） 私があえて何か、それこそ有識者みたいに物言いをするのは嫌ですけれども、その目標設定をするという意味が、よく全局的にきちんと伝わっていないんじゃないんですか。最初言ったように、この地方創生の計画、10年前出されたときに、これはKPIなるものを設定しますと。そのことが非常に新鮮味があったわけですよ。

そして、ずっとやってきて10年の評価も、本市は例の全国的なアンケート、これも共同通信がやりましたけど。本市のアンケートとしては、地方創生の交付金が足りないと、そういう答弁をされていたんですよね。だから、枕崎市が地方創生で成果を出すのがちょっとできなかつたと。

果たして交付金だけの問題でしょうかね。

私は当然、事業費っていうのは必要だと思いますけど、今いろいろ話を伺っていると、俗に言う、人・金・物というような経営上の鉄則がありますけど、まずは交付金という以前の問題がいっぱ

いあるような気がしてならんのですけどね。

なぜかというと、私は振興計画にもしっかりとKPIを設定すべきだと一般質問で申し上げましたら、そのときの答弁が担当課長がなじまないという答弁でしたよ。とんでもないことですよ。

実際、そういう取組をして、全国的なマニフェストの大賞をいただいている自治体があるわけですから。

そういう面でもう一回、振興計画もだし、この地方創生を取り組むに当たってのですね、一番のスタートのところをきちっと整理しとつてもらわんと、果たしてあと約半年後にできてくる本市の次の総合戦略あるいは第7次の振興計画、これも期待できそうにないんですけどね。

何か期待できるような、副市長、説明をいただけませんか。

○企画調整課長（篠原正二） 現在、総合振興計画、総合戦略について併せて策定作業を行っております。その中で、今、委員がおっしゃいました指標としてどのように設定をして、どう目指していくかということについても庁内の中で語っております。

KPIにつきましては、現在の方針といたしましては、総合振興計画と総合戦略同様の包含した計画になりますので、振興計画の中にも、その総合戦略の係る事業というものでKPIを設定していくと。

KPI総合戦略自体は、総合振興計画のそれぞれの柱、それぞれの分野で横方向に串刺しされる、全ての分野に関わってくるものでございますので、それぞれごとに事業があり、そこにKPIが設定されていくという形になります。

今委員がおっしゃるとおり、KPIにつきましても、その設定の仕方について、課内、庁内の中でもあるべきKPIの設定の仕方になっているのかどうなのかということは話をしておりますので、例えばアウトプット指標、アウトカム指標、この事業を行うことでどういった状態になるのか、そういうものを指標にすべきなのかどうなのか、といったものも含めて、現在検討しております。

それが積み上がっていったものに、最終的な我々として今指標として掲げようとしているのが、現在、全国的に広がっておりますウェルビーイング指標というものがございます。これは市民の幸福度というものを指標化していくものでございます。

どのような状態になって、市民が幸福度として感じていただけるのか、今の現在はどういう状況なのか、そして5年後、10年後それをどういった形に引き上げていくのか、そういったことに注目をしながら、個々の事業についても検討していくというようなことで今作業を行っているところでございます。

○6番（立石幸徳） 私も昨年の質問に返りますけどね。マニフェスト大賞をいただいた自治体は、総合振興計画についても、その進捗状況ですね、KPI設定をして、これは目標達成をしました云々という進捗状況のチェックの過程を、市民に公表しているわけですよ。

そして、市民のチェックを受けながら、確実に数年後、何年後の目標を勝ち取るという取組をしているそのことが評価をされて、対象ということになったみたいですね。

ただ目標設定をして、どつかの一部のところでよかったです、頑張ったって言って、自己満足するようなことじや、全然、前進は見られないですよ。

やっぱり大きくこれだけですね、本当に私は、我が市はもうぎりぎりのところに来ている。これはもう遅いかもしれないぐらいですよ。

そういう中で、次なる本当の復活というか、復帰できるような計画を出していただいて、しっかりと最終目標に届くように、これはもう要望しておきます。

○9番（禰占通男） 昨日の153ページの水質基準についてですけど、この環境基準ですよ、馬追川を含めて、尻無川、罰則どうのこうのじゃなくて、花渡川が環境基準をAにしてあるわけでしょう。それは馬追川、尻無川全部ひっくるめて、この市の河川の基準をAにするべきじゃない

かと思うんですけど、当局の考えはどうなんですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 昨日も答弁しましたけれども、このA、B、C、D、Eの設定につきましては、河川の利用目的の適用性ということで、AからEの区分をしているところです。

現在では、これを全て例えればAにするとかっていうようなところは検討はしていないところです。

○9番（禰占通男） 問題があるから私はAに引き上げるべきではないのかということです。そうすると、やっぱり厳しくなりますよ。まずそれが第一歩じゃないですか。どうなんですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 河川の利用目的の適用性ということで、Aについては、水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるものということで、水道2級については、沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うものというようなことが示されております。Eにつきましては、国民の日常生活において不快感を生じない程度というような区分になっておりますので、それに準じて設定をしておりますので、現状、ここを見直すというところは特に検討はしていないところです。

○9番（禰占通男） 見直す検討をしてないから見直したらどうですかと、私は提案しているんですけど、結局、問題があるわけでしょう。もううちのほうも諦めていますよ、実際。

そして今、尻無川清掃というボランティア活動を20年近くやっているけど、それがなくなったら、また一気に元の飼育頭数も戻ると私は思っています。なぜあれをしたかというと、前も言ったか知りませんけど、我々にできることは何かと。結局、昔は川で泳ぎよったよねって。手長エビも取ったりゴチとか、尻無川は鮎が枕崎市では一番多い川だよ。私は知らなかつたけど、人が網を持って取りに行きおったと。そのぐらい本当に優れた河川ですよ、実際は。

それが今はもう鮎もいるのかどうか、私はヤスで泳いでいるやつを突いたこともあるけど、中学校の頃ね。そのぐらい豊かだった川に戻す、守るために何かと公民館で話し合った結果、ほんならもうボランティアで清掃しかないよねって。

ところが、それも最初は100人近くいつも年2回参加してもらえたんだけど、もう高齢化の波には勝てなくて、今70人、80人の間をいきつつ後もう何年続けられるかってそういうことになっているんですよ。

だったら、今がもう最後のチャンスかなと思っているので、こうして提案しているんですよ。

他の川が日之出町とうちのほうを流れていますけど、これがB、何かこうちぐはぐの設定かなあと思っているんです。どうなんですか、引き上げるの。

○市民生活課参事（立石秀和） 現在、11河川21か所からの項目で設定しておりますので、今委員が言われますようなところも含めまして、まずはちょっと研究をしていきたいと思います。

○9番（禰占通男） 昨日も言いましたように、Aが無理ということはないだろうけど、河川をきれいにする条例施行規則、本市ができる範囲ですよ、あとはもう県の条例に引っかかる程度にやるしかないと思うんですね。一応要望しておきます。ぜひ取り組んでください。

そして次に、昨日もありました空港の使用料についてですね。歳入にも入っています89ページです。私もこれにはちょっと何か違和感があって、この上の空港使用料、土地、建物、着陸料となっているんですけど、当時、空港をメガソーラーとの契約でソーラーパネルにすると。そのときに、南薩エアポートへの委託料など含めて年間8,500万円を支払うと、平成26年9月2日、9月議会です。こう答弁されております。

その8,500万円に固定資産税も含まれると当時の企画調整課長が答弁しております。そうすると、どうもここを297万円、なんかこれお金が全然、1桁も2桁も違うんですけど、この理由というのは何でこうなったんですか。

○企画調整課長（篠原正二） 89ページにございます空港使用料につきましては、ヘリポート敷地内の土地ですね。県のヘリポート敷地内の格納庫、あとは事務所ですね。それと、ターミナルビルの使用料となっております。メガソーラーからの使用料は、こちらのほうには入ってきて

おりません。

ですので今、ヘリポート敷地内の県に貸付けているものが大体主になっているというところになっています。

○9番（禰占通男） メガソーラー部分はどこに出ているんですか。

○企画調整課長（籠原正二） 昨日の委員会でも御説明いたしましたが、決算報告書の109ページですね。109ページの財産貸付収入の中で、土地貸付収入で880万円程度、今、計上されておりますけれども、このうちの一部ですね。メガソーラーに貸し付けている部分については120万円程度となっております。これは評価額から単価を求め、それで貸し付けている面積に掛けた分が、そういった算定になっております。

これとは別に、110ページですね、先日申し上げました指定寄附金の1番総務管理費寄附金4,537万0,228円、これにつきまして、寄附を頂いているということで、この土地貸付収入で先ほど申し上げた分と、この寄附金の分、総務管理費寄附金の分、合わせてちょうど4,700万円になりますが、この分がメガソーラーから市のほうに入っている収入というふうになっております。このほか、固定資産税のほうにも入ってきているということでございます。

○9番（禰占通男） その4,700万円は分かりますけど、最初26年当時、固定資産税を含んだ8,500万円と答えているんですけどね、当時の課長は。委託料込みですよ。額が足りないんじゃない、1桁。

○企画調整課長（籠原正二） 先ほどの答弁の続きをさせていただきます。

今寄附金で4,537万0,228円ということで、先ほど少し金額、120万円程度と申し上げましたが、土地貸付収入が162万9,772円、これを合わせまして4,700万円となっております。これに南薩エアポートのほうが業務委託ということでメガソーラーの管理で1,700万円程度の収入がございます。さらに固定資産税が市のほうに入ってきてているということで、今、詳細な資料はございませんが、おおよそこういったものを合算された数字が、当初、そのような数字が示されていたのかなというふうに思います。

○9番（禰占通男） 私はメモしとった分と、あと南日本新聞にまた今課長がおっしゃられたように、その部分が4,500万円と200万円という詳細が記事で載ったんですよ。だから、3,800万円の誤差があったということですね。それで土地と162万円、そして管理費で1,700万円、これ合わせてもちょっと合わないと。

その当時、私はこれはメガソーラーが続く間、地域振興基金も寄附で頂けるのかって言ったら、そのように理解していると、断言はしなかったけど、理解しているってそういう答弁だったですよね。だから、またその詳細が分かればまた教えてほしいと。もう10年間悶々としてきたところですよ。

○企画調整課長（籠原正二） ただいま9番委員がおっしゃったように、地域振興基金への積立てをする分で、今、総務管理費寄附金ということで4,500万円、毎年これは頂いております。

これにつきましても、おっしゃるとおり、当初の約束どおり現在も頂いているということでございます。引き続き、管理費につきましても、当初の計画どおり今委託料を頂いているところでございますし、そこにつきましては、お約束を履行していただいているということは言えるかと思います。

○9番（禰占通男） もう一件、昨日も災害について質疑があった中で、総括でと思って言います。ページ的には、一般の178ページになろうかと思います。

災害について。消防費の中の水防費、災害対策費をひっくるめて、先ほどありました寄附金もだったんですけど、この災害救助法に該当する自然災害ですよね。これについて、国が補助ということになっているんですけど、枕崎市は昨年度の台風第10号も対象になると思うんですけど、国が補助として出している部分の半壊、床上浸水等々についての被害はどうだったんですか。対

象になりそうなのはですね。

○総務課参事（平田寿一） 昨年8月の台風第10号につきましては、災害救助法については、おそれ段階での救助法適用ということで、今委員が言われた半壊の住宅に対してとかいうものについての国とか県の救助法の適用の歳入とかそういう部分はなかったんですけども、おそれ段階ということで対象になるのが、避難所の開設に係る経費、その部分について、国と県から歳入が幾らかありました。

これにつきましては101ページ、総務費県負担金、101ページにある災害救助費繰替支弁金ということで、49万0,832円の歳入があったところです。

この金額につきましては、その避難所を開設する際の避難所担当職員の時間外手当に対して出ているものです。

○9番（禰占通男） 今、去年の分は民間への被害対象というのはなかったということですけど、対象になった場合ですよ、物すごくこの条件が厳しいじゃないですか。これについて、過去にもその対象になった部分があると思うんですよね、実際。私も経験しました。

もう、木原地区と山口地区がほとんど屋根瓦が被害を受けてですね、このとき、その対象であったのかどうか分かりませんけど、そういうのがあった場合ですよ、この市民への周知とか、その対応、それについては今どうなっているんですか、災害救助法の適用になる場合ですよ。

○総務課参事（平田寿一） 救助法適用になった場合、全壊になった家屋とか半壊になった家屋、住家に対して支援金が出るようになっています。

国からはマックス300万円が上限になりますけど、県からも国と同様な形でマックス300万円ありますので合わせて600万円そういう支援金が出るんですけども、もしそのような災害が起きた場合、被害があった場合は、防災無線をはじめ、広報紙、ホームページ等々で、また公民館長を通じて、その対象になる方に、こういった支援金の手続を周知をしていくことになります。

これまでも、毎回災害の後に災害調査を実施して、そういった被害の状況については、大体押さえてあるところです。

また、災害救助法が適用になって、そういった支援金とか、あるいは、生活を立て直すための貸付けの制度を適用したっていうのは、記憶にある中では、平成2年の立神地区を中心とした竜巻、あれぐらいだったと思います。その後は救助法の適用で、そういった支援金対象になるというのは、まだ今のところはなかったと思います。

○9番（禰占通男） もう一点ですね、住宅応急修理費っていうのがあるじゃないですか、補助でね。これについて、今、南さつま市が加世田川の氾濫によってですよ、床上浸水もろもろ、ああいうのは対象になると思うんですけど、今度は床下浸水は対象にならないと、そうなっているんじゃないですか。床上以上でないと。半壊・全壊、その範囲が物すごく難しいみたいです。

○総務課参事（平田寿一） その修理費については、今委員がおっしゃるとおり、中規模半壊とか大規模半壊とか、そういったものに適用されるものです。もちろん、災害救助法が適用になった上での話ですけど。

また、修理費については、必要最小限度の修理費を国と県が見るということで、それをすることで、当分の間、そういった生活に支障がない範囲での必要最低限度の修理費が出るということになっております。

また、必要最低限の修理しか出ないので、またその後、改めて建て直しをするとか、あるいは大規模な修繕をするということになれば、さっき話をした支援金を活用しての修理ということになります。必要最低限の修理に対しての支援というのが今委員が言われたものだと思います。

○9番（禰占通男） もう一点、自力で修理できるものは省かれるってそういう特例になっているんじゃないですか。どうなんですか。

○総務課参事（平田寿一） 災害の後に災害調査をしますけど、その中で、半壊であるとか、判

定を受けた中で、その被害の状況に対して、その支援金は支払われるので、あとどういう形で復旧するかというところは、対象にはなっていないので、その支援金を使って修理をする。その修理について自力でやったからその支援金が減るとかいうのはなかったと思います。

○9番（禰占通男） 災害に限らず、自助、公助、共助とありますよ。行政がする部分はソフト面だけですね。

○総務課参事（平田寿一） もちろん被害に遭ったときに、消防であったり、警察であったり、そういったところが救助に向かうところもあるんですが、それでは、その手がどうしても被害が広範囲にわたって行き届かない場合があります。

そういう場合は、もちろん自助とか共助の部分でやっていくしかないんですけれども、自助とか共助が成り立つように、私たち平時において、そういった対応、対策、また自主防災組織の育成とか、そういうものをやっているところです。

○9番（禰占通男） ですから、このチラシはお知らせ版等のそういうのが入っていた時期もあるんですけど、やっぱりそこら辺を市民に分かりやすくですね、もう自助でしないといけないと。

今、泥のかきだしも十分できないからといって、ボランティアが来ているんだけど、それについては、飲み物、食糧は駄目、宿泊も駄目なわけでしょう。自分でしなさいっちゅうことですから、ボランティアもね。だから、そこにただ公助の部分は、被害状況の把握とボランティアの采配ぐらいしかできないっちゅうことじゃないですか。どんどん、詳細に探っていくと何かそういうふうになっていますよね。分かる部分だけでいいですよ。

○総務課参事（平田寿一） そう言われる部分もありますけど、また、状況によっては避難所をずっと開設を続けていくとか、食料、あるいはその物資等の支援を集めて、またそれを被災者に配付するとか、また違う形での行政の役割、果たす部分というのがありますので、またそういうところも整理しながら、またそういったところも出前講座等を通じて、市民の方にもお知らせていきたいと思います。

○委員長（平田るり子） それでは委員の皆様に御相談いたします。

昨日、保留されておりました地域の魅力創出検討事業、ここに関しては午後からでよろしいでしょうか。——それでは午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時	休憩
午後1時13分	再開

○委員長（平田るり子） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般会計全般の総括について。

保留してありました地域の魅力創出検討事業に関して審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） これは昨日、一旦、費目別審査の中で、企画費に関してお尋ねをさせてもらって、はっきり申し上げて、全然答え、説明になっていないという感じを受けました。

改めてですね、本年3月議会最終日に頂いた火之神利活用に関する基本構想ですね、これはすばらしい基本構想だと思います。

この基本構想を読むたびに、まず最初に1ページにもですよ、この基本構想は、これまでのいろんな検討、調査で得られた市民や民間事業者、地域ステークホルダーの皆さんとの意見を踏まえて、基本計画策定の基礎とする。基本計画策定の基礎とする基本構想なんですね。

ところが、最終の25ページ一番後ろにも書いてありますよ。市民の皆さんと一体となって、火之神エリア及び枕崎市の可能性を最大化する基本計画策定を進めていきます。その基本計画、どうなってんのと。計画そのものをこうですっていうところまでは、当然、まだ出来上がってないっていう想定のもとに、ただ取組状況だけは、今の時点で何らかの答弁、説明をいただけるだろうと思ってお尋ねをしたわけですけど。

基本計画策定の手始めというか、検討委員会という言葉を使われましたけど、これまでの資料

では策定委員会ですね。委員会すらできてもいない。それはタイミングからすると、3月の構想発表からもう半年経過しているんですよ。別に急げ急げということじゃないけど、ここで何かおかしいな状況になっているんじゃないかなと思わざるを得ないんですよね。

その辺の経過について教えていただいて、今後どうするのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 昨日から委員による質疑をいただいておりますけれども、基本計画策定委員会の設置につきまして、府内の検討委員会に向けてのことも含めて整理をさせていただきましてお答えしたいと思います。

火之神保有地の利活用に関する基本計画の策定委員会の関係につきましては、令和5年度民間資金等活用事業調査費補助事業の申請の際に作成しました火之神地区スケジュールイメージというものをお示ししているところでございますが、その中におきましては、令和7年、本年4月策定委員会を設置し、同時に策定に向けた協議がなされ、令和7年、本年10月には基本計画が策定されるなどとしたスケジュールのイメージをお示ししているところです。

しかしながら、その後、令和7年2月28日に、本年度の施政方針演説における火之神保有地利活用の件に関しましては、今回の基本構想を基に、民間資金等の活用の可能性を含め、まずは府内での協議をしながら、中長期的な視点で、利活用策について検討してまいりますと述べております、また、令和7年3月26日、市議会議員全員協議会におきまして、火之神保有地利活用に関する基本構想の概要説明を行いましたが、議員との質疑の中におきましても、この件につきましては、拙速は避けつつ、火之神エリア全体のポテンシャル、例えば火之神公園キャンプ場の状況、近隣の民間施設の稼働予定の情報等を踏まえて、総合的に判断し、今後、適切な時期に基本計画を策定する旨について御説明を申し上げたところでございます。

したがいまして、現在のところ、基本計画策定委員会は、設置はしていないところでございますが、今回の基本構想をベースに、府内の検討委員会において、今後協議を進めることとしているところでございます。

○6番（立石幸徳） 言い回しのところで、策定委員会はできていないが、府内検討委員会で進めるという言い方だったと思うんですけどね。なんか名称にこだわるのはおかしいんですけども、改めて策定委員会というのはできるんですか、できないんですか。今その府内検討委員会というのはあるわけですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 現在府内の検討委員会という名称では会は開いておりませんが、検討会ということで、府内でも検討を進めているところです。

○6番（立石幸徳） ちょっと分かったような、分からんような説明ですけどね。昨日の説明では、いわゆる民間資金導入はやるということでお答えいただいたかと思うんですよね。それもまだ決まってないですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 今回の事業につきましては、地域の魅力創出事業ということで、この取組としましては、基本構想案の策定に向けて、現地調査や意向調査、市民アンケート、ワークショップ、民間企業への調査を実施し、民間活用の可能性も視野に入れた基本構想の策定をするものでございまして、必ずしもその方針を決定していく事業ではないということで、御承知おきいただきたいと思いますが、今回の事業の国への実績報告におきましても、民間手法の導入可能性の調査を実施し、基本構想の策定と今後の基本計画素案になりますが、素案を作成したことを持って、国への報告を行っているところでございます。

○6番（立石幸徳） 具体的に一つ一つ押さえていきたいんですが、国の補助事業は基本構想をつくる、これは可能性の民間資金導入可能性調査事業というのはもう終わったわけですね、6年度で。その事業そのものの導入調査事業の事業報告は、国にはされているんですか。事業報告ですよ、今この決算に出ている分の。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 本事業につきましては、令和6年度繰越しをした中で実施をしたところでございますが、令和7年4月4日に民間資金等活用事業調査補助金に係る実績報告を国に提出しております。

○6番（立石幸徳） その事業報告の中には、民間資金等によるPFIの可能性についてはどういう報告をしているんですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 今回の調査結果の報告書には、基本計画に加えて、調査の中で得られた6つのアイデアがございますけれども、具体的な機能の案を基に、複数の事業方式で費用対効果を試算してその結果を盛り込んでいるところでございます。

今回の費用対効果の試算につきましては、定量的な試算のみで算出していることもありますことから、今後、具体的な計画策定の段階におきましては、例えば民間ノウハウを踏まえた定的なメリットも含めて、今後は総合的に判断をする必要があると思っているところです。

実績報告の中におきましては、そうしたことでも6年度に実施しました、先ほどから申し上げておりますけれども、アンケートでありますとか、企業への意向調査、そのあたりを踏まえた実績報告、その土地の活用に向けた実績報告の中身となっているところです。

○6番（立石幸徳） 聞くたびにますます分からなくなっていくんですね、失礼な言い方かもしれませんけどね。

つまり、端的に聞きますので、国のいわゆるPFI、民間資金導入可能性調査事業を国費、補助事業を頂いて本市が取り組んだ。当然、それは今後の可能性としては、あります。する・しないというはっきりした報告ということにはならなくても、国の補助事業は、その目的としては、そういう民間資金を導入しなさいとは言わないけど、そういう可能性をどう枕崎市が検討したのかというのを報告しなければならないんじゃないですか。でないと、その国が研究・検討してみなさいといって、補助金を出すことはないですよ。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 今回の事業につきましては、民間活用の可能性も視野に入れ構想の策定をするものでございまして、必ずしも、そういった方針を決定していく事業ではないということで、事業実績報告書のほうにつきましては、対象地の利活用に関する民間手法導入可能性の調査を実施しましたが、基本構想の策定と基本計画素案につきまして作成を行って、それを成果として、基本構想の策定をして国のほうへ報告しているところです。

○6番（立石幸徳） 午前中も火之神地域に本市のいわゆるふるさと応援基金が3か年でいかほど投入されているかと。3億3,000万円ですよ。そして、3億3,000万円の事業費、これ補助事業でも何でもないんですよね。市外からの枕崎を思う方々のある意味で浄財ですよ。そういった財源、多額の浄財を使ってですよ、そこで今後何をなすかという、今、これからこの地域の利活用ですよね、活用。そういうときに、基本構想まではすばらしい基本構想だと思ってるんですよ。

これがなかなか具体的にどういったものが出来上がって、地域活性化に、地域の魅力がどんどん出ていくかという中で、何かここでもうストップしたような印象を受けるんですよ。

だから、市民からワークショップにも行きました、何もしていろいろあそこを使った非常にロマンのある夢を持ったようなことをみんな言いましたけど、あれどうなったんですかと我々は聞かれているんです。

そういうことを踏まえてな、別にさつき拙速という言葉もありましたけどね。ただ構想を発表して半年は経っているわけですよ、6か月間。その間、いろいろ取り組んでいて、その取組に当たって、こういう課題がまだありますと、中長期というのもよろしいでしょうね。はっきり言って何の動きもないですよ。これもう完全に後退したんじゃないかと言わざるを得ないような感じもする。その辺の状況については副市長はどういうふうに今の時点の取組状況というのを整理されておられるんですかね。

○副市長（本田親行） 火之神保有地については御指摘のとおり、枕崎のにぎわいの創出を担うべき場所でございまして、地域全体の成長を促すハブとして機能させることが求められているところでございます。基本構想のお話がございましたけれども、基本構想の最後25ページになりますけども、今後ということでまとめてございます。

市民の皆さんと一体となって火之神エリア及び枕崎の可能性を最大化する基本計画の策定を今後進めていくということでまとめてございます。

また、運営方針等につきましても建設運営事業者主体と可能性を議論しながら進めていくといった、今後については25ページのほうにまとめてございます。

また施政方針の中でも市長も述べられているように、地域周辺の整備等も含めて、拙速という言葉が適當かどうか分かりませんけれども、中長期的な視点に立って基本計画を策定していくという考え方でございますので、今後とも、基本構想に沿った基本計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○6番（立石幸徳） 取り組んでいないから私はこうして聞いているんですよね、取り組んでまいりますって言っても何がどう動いているんですか。それに取り組んでいるという根拠になる動きを教えてくださいよ。委員会もできていないんでしょう。

○企画調整課参事（中村浩一朗） これからのお取組につきましては、市長と語る会におきましても、市長におきましては、市民に対しまして直接丁寧に説明をしているところでございますけれども、具体的な動きということが今見えにくい状況にもあるかもしれません、府内におきましては、利活用の検討を進めながら、周辺エリアを含める観光利用者の状況、インフラの整備、環境対策等もございますが、そういったことも視野に入れつつ、進めなければならないこともございまして、今の取組については、そういった状況でございまして、市民の説明につきましても、機会を通じてお知らせしないといけないということは承知しているところでございます。

○6番（立石幸徳） 今の参事の説明をちょっと私なりに整理すると、今のこの現在の火之神地区の利活用について、市民に何らかの今の状況について説明をするというそういうことを考えているということですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 今回の事業につきましては、中長期的な視野に入れながらの事業ということになりますので、現在、動きとしましては見えにくい状況にもあるかもしれませんけれども、様々な課題もございますことから、そういった取組につきましては、逐次、市民の方々に対しまして、丁寧に説明していく必要があるということでは認識しております。

あわせて、今回、策定しました基本構想につきましては、策定いたしました昨年度末におきまして、市のホームページ等にも掲載しつつ、市民の関心が得られるような形で公表しているところでございます。

○6番（立石幸徳） 基本構想なんか説明してってもうとっくに何回も見てますよ。

要はですね、急げ急げと言っていることじゃないですよ、誤解しないでほしいんですけどね。いろんなこういう取組、構想、計画、こういうものは、3年も経過すると、状況が様変わりしますよ。それは構想を立てたときと、いろんな経済状況、何の状況と変わればですよ、簡単に言うと、分かりやすく世の中が変わったと。もう一回練り直しをしないと、どうにもならんと思う。そういう御時世ですよ、はっきり言って。かつては10年一昔と言ったけど。今5年、場合によつては3年経過すると、もうかつての構想・計画は、まるで違ったような状況になりかねない。

だから、この構想を出してですね、さっき言った具体的にPFIという定量部分での効果、これ3月の全協のときもちょっと触れましたけど、PFIの法律に基づく取組ですから、定量効果、定性部分の効果、これは公表しないといけないわけですね。そのことは当然認識されているわけでしょう。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 今回の事業におきましては、事業報告の中で、今議員が申し

上げましたけれども、今回のVFM費用対効果につきましては、定量的な試算のみで算出している中で、国のはうに事業報告をしているところでございますので、今後具体的な計画策定の段階におきましては、民間のノウハウ等も生かした中で、PFIを達成する要素を十分に考慮しながら、定性的なメリットを含めて、総合的に判断していくのは今後必要になってくるということで考えています。

○6番（立石幸徳） 私1人だけですね、いろいろこの状況というのはおかしいんじゃないとか、1人だけで言ってもあれですけど、この委員会としてですね、今のこの火之神保有地活用のありようについて、私は委員会として、あるいは議会全体としてですね、何らかの執行部への申入れが必要だと感じているんですよ。委員長によかったら、それを取りまとめていただきたいと思うんですけどね。

でないと、我々議会も、繰り返しますけど、昨年、1年前ですよ、市民と市議会との意見交換会ということで火之神にこういうすばらしい敷地があると、どうしようと、市民を交えて語ったり、当然、執行部のほうは、庁内での職員のワークショップ、それから企画調整課としても、市民のこの件のワークショップっていうのも何回かされたというふうに確認しているわけですよ。

そういう物事が、ここへ来て、いざ本当に計画というものを具現化する意思はあるんでしょうけれども、その道筋が見えない、はっきり言って。そこについてはやっぱり私は委員会なり議会なりの執行部に対する何らかの申入れがあるべきだと思うんですね。

○委員長（平田るり子） 昨日の答弁の中に、PFIについては決めているって答弁をされた記憶があるんですけども、(23ページに訂正発言あり) そこが具体的に何をもって決めているって言ったのかが分からなかつたので。ただ、これに対していろんなワークショップとか、議会も市議会議員のいろんな会があります。執行部のほうとしてもいろんなワークショップなりいろんなことをされていたと思うんですが、そういうことをこのPFIの中に落とし込んで、いろんなパターンっていうのを考えて出していらっしゃるんでしょうか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 今回の事業実績、事業の取組につきましては、先ほど申し上げておりますけれども、6つのアイデアを出していただきながら、その一つ一つのアイデアに対しまして、どういった事業の方式がふさわしいかということについて検討はしているところでございます。

○6番（立石幸徳） 昨日は副市長のほうから、私が4月に策定委員会は設置されるようなスケジュールになっているということについてですよ、これはイメージなんだという説明をいただきました。私はイメージであっても何であっても、そういうことをそれこそイメージしたわけですから、そのとおりやるべきだという、いかにもきちんとした物言いをする気はないでけれどもね。いずれにしてもイメージしたわけですよ。

ですから、これまでのイメージが違ってきたということもあるんでしょうけれども、現時点での火之神地区の活用に当たって、これからスケジュールというのを出してくださいよ、今後の。でないと、議会としては、今後取り組みます、取り組みますって、いつどうするのと。

だから、当然計画ですからね、アバウトであろうと何であろうと、今後のスケジュールっていうのを示していただかないと、昨年度の決算は認定いたしかねますよ。

○企画調整課長（籠原正二） 昨日の参事の答弁でもありましたけれども、この火之神保有地の整備につきましては、振興計画にも方針をうたっていくということで話をされたと思います。現在その振興計画についても協議を行っていっているところですけれども、この火之神保有地についても当然、その中に盛り込まれるものであるということでございます。

この火之神保有地の基本構想の中では、それぞれエリアのコンテンツ方針であるとか、持続可能な運営モデルであるとか、民間事業者との競争であるとか、こういった今後検討に当たっての検討する方針について、この基本構想の中で定めております。

その中には、民間との連携、PPP、PFIの導入などについてもうたわれておりますが、振興計画の中で具体的にここを決定して計画に上げるわけではございませんが、その検討の方向性については、振興計画の中にも盛り込んでいくということでございます。

今後、前期・後期それぞれ5年間の計画がございますけれども、7次の前期の基本計画の中にその検討の方針については盛り込まれていくということでございますし、その中身につきましては、当然、これから基本計画を定めていく中で、具体的に内部的に協議を行いながら、今後の方針についても整理していくということで作業になろうかと思います。

○6番（立石幸徳） だからその作業スケジュールを示さないとですよ。だから私どもは、以前頂いた、副市長があくまでもイメージだとこだわるこれでも、8年度から火之神地区整備（測量・設計・工事）極めて具体的なこれはイメージどころじゃないですよ。測量・設計・工事ということで火之神地区スケジュールイメージが出てるんですよ。

今、企画調整課長が言った振興計画との絡みも当然ありますよ。大きなこれだけの本市全体の地域の魅力ですからね。ただ、この火之神保有地をどういう形で地域の魅力に仕上げていくのか。そのスケジュールは当然示すべきじゃないんですか。それを示すことができないというんだったら、全然それは話にならないですよ。それは当然、事業費の財政計画とも関わりますしね。あるいはそんなに大きな事業費にはならないということもあるかもしれませんけど。

どうなんですか、財政課長はこの件の財政計画はどういうふうに考えておられるんですか。今現在の本市の財政計画、令和3年度から7年度までですよね。今現在の財政計画。8年度からの財政計画にはこれはどういうふうに位置づけるつもりなんですか。

○財政課長（田代勝義） 令和8年度からの5か年の財政計画につきましては、先ほど来、企画調整課長が申していますように、総合振興計画、そして総合戦略、そういった事業等を見てからでないと、その財源等分かりませんので、その計画と並行しながら策定していく予定であります。

○6番（立石幸徳） 並行するにも、まず振興計画の他のもろもろの計画は、これからいろいろ皆さん方のほうで検討するでしょうけど、この分はいずれにしても検討せんといかんわけですよ。並行しながらって、並行にならんじゃないです。

非常に聞きたびに、この事業自体が相当後退っていうか、果たしてどうなっているんだろうという気がしてならんもんですからね。まだ課題がたくさんあって、解決できないものがあるというのならそれは理解できますよ。しかし、だからといってこの事業は、その課題が解決するまで待ってくれということになるんですか。いつこの事業は再起動というか、いつ動き出すことになるんですか、何が起きたら。

○企画調整課参事（中村浩一朗） これまでの答弁の繰り返しになるかもしれませんけれども、3月に策定しました基本構想、こちらのほうをベースに今後検討していくということで考えているところでございまして、先ほども申し上げ上げましたけれども、様々な地域におきましては課題がありますので、そちらの状況を見極めながら、今後検討して進めていきたいと考えているところです。

○6番（立石幸徳） これ以上いろいろ論議しても堂々巡りみたいになりますんで、先ほど言ったようにですね、様々な形を主な大きな課題は何であるのか。そして、これからの具体的なスケジュールをですね、当然ぴしゃっということは一応もう私どもから言う必要はないんでしょうけれども、何かを取り組むのにそのスケジュールも出されないっていうんじや、これはしないの一緒ですよ。特に行政が取り組む事業ですよ、スケジュールを示せないというのは聞いたことがない。だから、そのスケジュールも一緒にですよ、執行部から出していただくという申入れをしていただきたいと、私は委員会にお願いします。

○委員長（平田るり子） すみません、先ほど私、PFIが決まっているというふうに認識していましたが、検討しているとおっしゃられていたみたいですが、参事はですね、国のほうへの実

績報告につきましては、そのような可能性のある事業であるという報告をしております。

私は、このPFIが決まっているのであれば、なぜっていうのを私は勘違いしてしまったんですが、今回の火之神保有地に関しては、要は何も決まっていない足踏み状態というところで、私も1回提案をしたんですが、火之神保有地の周辺環境を含めた構想をもう一度きちんと見て、そしてやはり市民、事業者、そして行政、議員のですね、この役割を果たすような、この統合設置委員会とかですね、いろんな形をまた考えていく必要があるかと思いますので、またそこは検討していただければと思います。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 今ありましたとおり、火之神保有地につきましては、周辺、例えば観光利用の状況でありますとか、インフラの整備でございますとか、環境の対策もございます。そのあたりも踏まえながら、幅広く市民の意見も取り入れながら、事業のほうを進めてまいりたいと考えているところです。

○6番（立石幸徳） しっかりした今執行部がですね、市民に責任を持って答えられる部分でですね、どういう課題があつて、細かいことを言う必要はないと思うんですよ、どういう課題をクリアして、いつ頃までにはこういう形で取り組んでまいりますというものが出来ない限り、これは決算は認定しがたいんですよ。

○委員長（平田るり子） この意見に関して、ほかの方の意見はございませんか。質疑はありますか。

○11番（橋口洋一） 先ほど来、企画調整課参事、課長以下答弁がございましたところですが、今、振興計画との足並みをそろえて、そして、策定をされるということでおっしゃっていますので、そこは、その中で振興計画自体は、来年度にはもう発表になって、それを実施していくというところになるわけですよね。であれば、そこまでには一定の結論が出るというふうに考えてもよろしいところでしょうか。

○企画調整課長（籠原正二） 先ほども申し上げました、この基本構想につきましては、このエリアの活用方法、運営方法、持続的な運営方法についての構想ということで、これを基にして振興計画の中で、振興計画に今後反映させていくわけですけれども、その反映させる段階で、様々な議論が府内の中でもあるということになり、当然やらなければならないということになります。

3月議会の中で施政方針で、中長期的に検討していくという市長からのお話もあったとおり、先ほど参事からもあったとおり、様々な課題がございますが、それらも踏まえてですね、この基本的な方向性というものを頭に入れながら、今後協議を行っていく。その中で結果として、我々がその段階でスケジュールまでお示しできればいいんですけども、その段階で振興計画までに至るまでの協議の中で、どこまでの協議ができるのかというところは、現在のところ、なかなか見通せないところでございますが、少なくとも検討の方針であるとか、決定していく中身につきましては、協議がなされていくということになります。

振興計画いうたうということは、やはり市としてそれは中心的な事業として取り組んでいくということになりますので、そこは重点的な事業ということでお示ししていくことでございます。

○11番（橋口洋一） そうすると、そこまでについては、事業の詳細までには至らないところだけれども、その大枠について、ここで振興計画において、きちんとしたところを示して、その詳細については、継続して計画のほうで実施をしていくと。計画を立てていくと、そういうふうに考えてよろしいでしょうか。

○企画調整課長（籠原正二） 11番委員のおっしゃる大枠についてというところがどこまでの表現になるかというところでございますけれども、その表現がどの程度になるのかというのは、今後の協議になりますけれども、一定の方向性というものはお示ししていくことでございます。

○6番（立石幸徳） 私は何か議論をすり替えているような感じがしてならないんですよ。

当然、総合振興計画は最上位計画ですからね、関連はしますよ。しかし現在ですよ、構想が示されて半年たった現在で、どういう方向性、どういう形になるということを説明でき得ないものが、振興計画を論議するときにはそういうものはもうできるんですよと。全然、私にはきちつとした答えにはなっていないと思いますよ。

これまで検討期間っていうのがなかったんであれば別ですよ。もう6か月経過している中で、何のことも示されないので、総合振興計画をつくる、総合振興計画って先ほどから言うように、この件ばかりじゃないですかね。ますます皆さん方のほうは作業としては、この件はどちらかというと、疎まれていくような、ほかのことも考えたらですよ。それこそ今までが一番火之神保有地を検討する時間はたっぷりあったわけですよ。

これからはほかのことも考えなきやならん。そういうときに、総合振興計画にふっかけて、振興計画を協議するときにはこれもはつきりしてきますよって言ったって、そんなもん信用ならんですがね。

○企画調整課長（籠原正二） 少し私の言い方がまずかったかもしれません、振興計画に掲載していくためには、先ほど参事からありました府内の検討会というものできちんと方針を立てた上で、振興計画にそれを反映させていく、その作業は今後行っていくということでございます。

○6番（立石幸徳） 振興計画は今どこまで進んできているんですか。

○企画調整課長（籠原正二） 振興計画につきましては、まず7月に総合振興計画及び総合戦略の審議会の第1回を行いました。その段階では、本市の課題、現状、そして今後の方向性について、こちらで現状をお示しした上で、各委員の御意見をお伺いしたということでございます。

その中で、今後、7次振興計画の骨子となる部分、骨子といいますのは基本構想の部分、そこにつきまして、現在、その作業を行っているわけですけれども、基本構想を策定するに当たって、どういったことで市民の幸福度というものを上げていくかということで、幸福度調査というものを昨年度の市民アンケートに加えて今年度改めて行いました。

その幸福度調査によりまして、今後、本日午前中にも御説明いたしましたウェルビーイング指標というものが、これはインターネット上で公開されるものでございますけれども、本市の現代の指標というものが示されます。この指標を基本構想のもととして今後骨子を固めていくということになります。

現在、各課におきまして、それぞれの施策、そして、それに付随する事業というものを紹介をいたしまして、今後それらを基に府内で協議を重ねまして、そして基本計画というものを策定していく。同時に、それを実現するための事業につきましても、取りまとめをした上で、きちんと市長をはじめ、我々と財政も含めてヒアリングをする中で、事業というものを長期の事業計画として固めていくと、そういった作業になります。

○6番（立石幸徳） 確認しておきますけど、振興計画の計画内容を公表というか示すときは、この火之神地区の基本計画も一緒に示されてくると、こういう確認でよろしいんですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） この件に関しましては、冒頭御説明申し上げましたとおり、基本構想が策定された段階におきまして、全員協議会が開かれた中で説明を申し上げましたけれども、先ほど来、申し上げていますが、様々な課題も踏まえながら、総合的に判断して、中長期的な視点におきまして、計画を進めていくという形で御報告申し上げているところでございまして、市長におきましても、拙速は避けるが適切なタイミングで計画を進めると明言されておりまして、今後はより具体的な基本計画の策定に向けて、まずは基本構想のほうをベースにですね、府内の協議を踏まえて、火之神保有地が枕崎の未来を育む共創の空間ということで構想でうたつてございますけれども、そちらも進化させて、地域課題の解決に寄与する場所として発展していくために、検討を進めてまいりたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 申し訳ないですけど答弁になっていないんですよ。

私が聞いているのは、総合振興計画が示されてくるときに、この火之神の基本計画も一緒に示されてくるんですかと聞いているんですよ。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 総合振興計画につきましては、年内に骨子案がまとまり、その後策定に向けての作業が行われるわけでございますけれども、そのタイミングで具体的な火之神保有地の活用に向けた具体的な計画の策定ということは、スケジュール的にそういった状況にはないということで御理解いただきたいと思います。

○6番（立石幸徳） 先ほどから出ているように、総合振興計画をいろいろ協議・検討する中で、この火之神のありようも、保有地ですね、協議するというんでしよう。今、参事の説明からいくと、次期振興計画はきっとね、もう8年度からですから、これはもう期限が決まっていますから。

総合振興計画はきっと計画して出すけど、この火之神の部分については、まだそのところははっきり言えませんということでしょう。そうなんじゃないですか。

○企画調整課長（籠原正二） 振興計画の中では、先ほど申し上げましたとおりの記載の中身について検討していくということでございますが、この火之神保有地に係る基本計画というものがどのようなものかとなりますと、具体的にこれを進めていく、整備を進めていく計画になっていくというふうに考えております。ですので、まず、この火之神保有地等を含め、火之神公園も含めて、形にしていく作業も必要になってまいります。

関連する事業費というのも、おおよそ概算にはなろうと思いますけれども、積算をしていかなければならないということでございます。

具体的に実施していくことにつきましても、示していくということになりますので、今現在そういういた作業が、今年度末までに恐らくなかなかそこまで完了しないであろうと考えておりますので、振興計画と一緒に火之神保有地の整備の基本計画をお出しするのは難しいかなというふうに考えております。

○6番（立石幸徳） 結局、関連はありますけど、はっきり言えば振興計画とこの火之神の活用計画は別物っちゅうことですよ。関連はありますよもちろん、町全体の構想ですから、あるいは計画ですから。そういうふうに確認しとっていいんですね。

だから、この火之神保有地の活用部分については、ちゃんとそれなりのスケジュールを、あるいは皆さん方が課題にしている部分、そういうものを現時点で示してもらわないと、これまでの経過、それこそ何度も繰り返すように、ふるさと応援基金3億3,000万円を既に投資しているわけですからね。

そのところを最終的にまとめて、この火之神保有地活用は、いつ、どういう形で具現化すると。それは目標でも構いませんよ。副市長が昨日から言ったイメージでもいいじゃないですか。イメージとはそういうイメージをとにかくしたんでしょうからね。そういうことでないと、しつこいようですけど、これ全然進まんですよ。我々市民から言われますから、あれどうなったんだと。

そういうことを示していただきたいということを最後に申し上げておきたいと思います。

○副市長（本田親行） 火之神保有地につきましては、養豚場跡地を地域の環境景観の保全を目的に枕崎市が取得をいたしまして、令和6年度までに解体・整備を行ったところでございます。

そういった土地でございますので、財源にもふるさと納税を活用しております。そういった面からも、十分有効的な活用が図られていく必要があると考えております。

繰り返しになりますけれども、今後、何らかの活用を図っていく場合には、多額の財源も必要でしょうし、また地域資源との連携、一体となった整備、それから運営についても、持続可能性が求められますので、PFI等の導入等も検討しながら、そういったことでございますので、市長のほうもじっくりと検討していきたいということですので、現時点でのスケジュールをお示

しするのは難しいと考えております。施政方針の中でも、まずは庁内の議論を進めていくと申し上げておりますので、総合振興計画を策定等の中でも、しっかりと庁内での議論を進めていきたいと考えております。

○委員長（平田るり子） ほかにありませんか。

○議長（眞茅弘美） ちょっと2点ほどお願ひします。

決算報告書の26ページ、農業のほうで収入保険についてなんですけども、農業者の安定した経営を支援する目的でこの制度があります。これは平成31年から5年間の時限法ということで、今年度までで終わると思うんですけども、昨年度、令和6年度は、非常に農家さん方、お茶にしてもサツマイモにしても収入が落ち込んで大変だったと思うんですが、この保険の申請件数とかは、お分かりでしょうか。分からぬ場合は、何割ぐらいの方が加入しているか、お願ひします。

○農政課長（沖園信也） 6年度の実績で申しますと、補助金の件数が14件です。補助金額で74万6,000円、前年の令和5年度は47件で284万5,000円ということで、補助をしているような状況です。

ただ、この保険の支払い状況ですね、共済組合のほうが実際保険を支払っているんですけども、その状況等については、こちらのほうではまだ把握していない状況です。加入率につきましても、これまでの実績で令和元年度からの実績になるんですが、トータルで65件になりますが、そのうち、途中で共済組合から申請が上がってこなかつた方も中にはいらっしゃいます。

補助した方の延べ人数として65件ですが、あと支払われなかつたって思われるような方もいらっしゃいますが、認定農家の数的に言いますと、入れ替わりがありますが、認定農家が年間大体140から150おりますので、3分の1程度を上回るぐらいの加入はあろうかと思っております。

○議長（眞茅弘美） これも収入保険の助成が終わってしまうんですけども、これ収入保険の加入を今まで国のほうでも進めてきていたと思います。やはり農家さん方の物価高騰で農薬、肥料、資材等も高騰しております、本年度につきましては、サツマイモの単価が落ちていると、みちしづくに関してはマイナス10円というような状況でございます。

それで、どうしても収入保険っていうところは大事な部分になってくると思いますので、本市単独ではいかないと思うんですが、農業共済組合の加入7市でしたかね、どちらのほうでまた声をぜひ上げていただきて、続けていただきたいと思いますが、そこら辺の状況はどうなっているんでしょうか。

○農政課長（沖園信也） 先ほど議長のほうからもございましたが、当初は令和元年から5年までの補助期間ということで考えておりましたが、やはり最終年度に入られた方々も同じように3年間の補助を行うということで、5年度に加入された方々は7年度まで補助するという形で今進めています。

その際も、国であったり、全国農業共済組合連合会の方々とも一緒に協議をしながら、やはりこの収入保険というのは、先ほどお話がありましたように、農業者にとって条件の悪い経営状況になつても、営農を継続するためにはやっぱり必要な保険制度でありますので、双方で、やはり加入促進というものには力を入れていきましょうと。

他市で補助制度があるからいいのか悪いのかといえばそこはちょっと分かりませんけども、やはりあることによって、加入促進というのを促されていくので、国県からも各市町村に全体的に働きかけをお願いしたいというような要望はしたことがございます。

ただ、ここに来て各市、補助制度がほとんど終わっていっていますので、なかなか協議する機会というのが少なくなったのが実態です。

○議長（眞茅弘美） そういう実態があるということですけども、またそういう機会がありましたらぜひ声を上げていただきたいと思います。

もう一点、市営住宅について、報告書の174ページ。

昨日もこちらについては質疑がなされたところでございますが、市営住宅の管理のところで、昨日維持修繕費のところで雑草の管理費に51万5,000円かかっているということでしたが、この管理は市営住宅内の雑草に関して、その入居者が雑草の草払いとかするのか。市のほうでしているのか、そのすみ分けはどうなっているんでしょうか。

○建設課建築係長（宮田智博） 市営住宅の雑草管理についてですが、1階の庭の部分については入居者御自身で、また空き家については市のほうで草払い等の管理をしています。

○議長（眞茅弘美） 住宅についている庭以外でも土の部分がございまして、その雑草をきれいにするのに、市営住宅の中でも高齢化してしまって、一部の気に留めた方が一生懸命処理しているっていうような状態も聞いております。

その土の部分を、新しい住宅は大体コンクリートで固めてあると思うんですけども、その土の部分を今後、一気にはできないと思うんですけども、コンクリートを塗ってしまうとか、そういうことも検討していただきたいなって思ったところです。よろしくお願いします。

○委員長（平田るり子） 以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第1号は、認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（平田るり子） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第1号は、認定すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（平田るり子） 挙手多数あります。

よって、認定事項第1号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため10分間休憩いたします。

午後2時23分	休憩
午後2時32分	再開

#### △認定事項第2号 令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

#### △認定事項第3号 令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○委員長（平田るり子） 再開いたします。

これから特別会計及び企業会計の決算審査に入ります。

まず、認定事項第2号令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定事項第3号令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、関連がありますので、一括議題といたします。

当局に説明を求める。

○健康・こども課長（鮫島真一） 認定事項第2号令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

まず、認定事項第2号令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算報告書の1ページをお開きください。

令和6年度の当初予算は、33億4,562万3,000円で、令和5年度と比較して847万3,000円の増となり、その後3回の補正を行い、最終予算現額は33億6,753万2,000円となりました。

歳入におきましては、調定総額32億1,556万7,000円に対し、収入済額31億8,148万8,000円と

なり、不納欠損額が181万6,000円、収入未済額が3,226万3,000円となりました。

歳出におきましては、予算現額33億6,753万2,000円に対し、支出済額31億6,715万4,000円で、不用額が2億0,037万8,000円となり、歳入歳出差引額は1,433万4,000円となりました。

歳入の主なものにつきまして申し上げます。

報告書の11ページをお開きください。

国保税の関係につきましては、後ほど税務課長から御説明いたします。

次に12ページをお開きください。

県支出金につきまして、保険給付費等交付金の普通交付金は、歳出における保険給付費の全額を支払うために県から交付されるもので、予算現額25億1,230万円に対し、23億4,975万円の交付となりました。

特別交付金につきましては、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金2号分、特定健康診査等負担金の合計で、予算現額9,530万7,000円に対し、9,129万9,000円の交付となりました。

13ページを御覧ください。

繰入金のうち、他会計繰入金につきましては、予算現額3億4,285万5,000円に対し、3億1,987万8,663円の繰り入れとなっており、5年度と比較して3,510万5,744円の増となっております。

増となった主な理由は、その他一般会計繰入金の4,000万円の増などによるものです。

繰越金につきましては、予算現額457万5,000円に対し、457万5,820円となりました。

次に14ページをお開きください。

雑入の第三者納付金につきましては、予算現額300万円に対し、収入済額79万1,129円、返納金につきましては、予算現額1,000円に対し、収入済額42万7,672円となりました。

15ページを御覧ください。

歳出の主なものについて申し上げます。

歳出の構成比につきましては、保険給付費73.9%、国民健康保険事業費納付金23.7%で、合わせて97.6%を占めています。

総務費につきましては、2,101万3,663円の支出で、5年度と比較して80万4,543円増となっています。

保険給付費につきましては、23億4,174万4,451円の支出で、5年度と比較して、療養給付費で5.8%の減、療養費で12.2%の減、高額療養費で8.5%の減となっています。

これを被保険者一人当たりで比較しますと、療養給付費は、5年度より0.5%減の41万6,599円、療養費は7.3%減の3,299円、高額療養費は3.3%減の67,201円となっています。

また、年間平均被保険者数は、5年度より272人減の4,789人となりました。

次に16ページをお開きください。

国民健康保険事業費納付金につきましては、市町村が支払う保険給付費の全額を、県が保険給付費等交付金として交付するため、その財源として、県が市町村から徴収する納付金であります。県は、県全体の保険給付費等を推計し、それを賄うための必要額を市町村ごとの医療費水準と所得水準などに応じて案分し、各市町村の納付金額を決定します。6年度の算定におきましては、本市の医療費水準を示す医療費指数は約1.264となり、医療給付費分として5億5,274万2,030円、後期高齢者支援金等分として1億5,234万4,271円、介護納付金分として4,401万4,474円の合計7億4,910万0,775円を納付しました。

保健事業費につきましては、特定健康診査等の事業に要する経費として、1,153万0,889円を支出しました。

疾病予防費につきましては、人間ドック補助等に要する経費として496万5,972円を支出しま

した。

医療費適正化特別対策事業及び保健事業費につきましては、従来から実施している医療事務の資格を有する会計年度任用職員2名によるレセプト点検の他、重複受診等訪問指導委託事業、糖尿病重症化予防事業、特定健診未受診者勧奨事業などに要する経費として、1,408万7,464円を支出しました。

17ページをお開きください。

諸支出金につきましては、保険税還付金83万9,500円、償還金2,183万3,942円の合計2,267万3,442円を支出しました。

○税務課長（福永賢一） 令和6年度の国民健康保険税の決算について説明いたします。

決算報告書の11ページをお開きください。

令和6年度の国民健康保険税は、当初予算において現年課税分3億6,499万1,000円、滞納繰越分817万円、合計3億7,316万1,000円を計上しました。

年度中の補正は、令和7年3月議会に提出した補正予算第3号において、現年課税分を3,579万6,000円増額して、4億0,078万6,000円とし、滞納繰越分を74万3,000円減額して、742万7,000円とする補正を行いました。

これにより、令和6年度最終予算現額は、現年・滞納繰越合計で4億0,821万4,000円となりました。

収入済額は、現年課税分が4億0,184万8,524円、滞納繰越分が1,103万0,598円、合計で4億1,287万9,122円となり、予算現額に対し466万5,122円の増となりました。

調定額に対する収納率は、現年課税分が97.4%で、対前年度比1.6ポイントの上昇、滞納繰越分が32.0%で、対前年度比4.3ポイントの上昇、全体では92.4%で、前年度より0.7ポイント上昇しました。

県下19市における順位は、1位となりました。

今後においても、厳しい納税環境の中ではありますが、税の負担の公平という観点からも滞納処分の強化等をさらに徹底しながら、繰越額の縮減と収納率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 次に、認定事項第3号令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算報告書の1ページをお開きください。

令和6年度の当初予算は4億4,665万5,000円で、令和5年度と比較して5,691万6,000円の増となり、その後1回の補正を行い、最終予算現額は4億4,970万円となりました。

歳入におきましては、調定総額4億4,503万5,000円に対し、収入済額4億4,357万5,000円となり、不納欠損額13万7,000円、収入未済額が132万3,000円となりました。

次に歳出につきましては、予算現額4億4,970万円に対し、支出済額4億3,928万7,000円で、不用額が1,041万3,000円となり、歳入歳出差引残額は428万8,000円となりました。

次に、歳入の主なものにつきまして申し上げます。

報告書の10ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料の関係につきましては、後ほど税務課長から御説明いたします。

一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として、1億3,199万6,500円の繰入となりました。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

12ページをお開きください。

総務費は事務経費として、295万8,386円を支出しました。

後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と延滞金を合わせて3億0,753万3,771円と、基盤

安定負担金1億2,822万4,500円を納付しました。

○税務課長（福永賢一） 令和6年度の後期高齢者医療保険料の決算について説明いたします。

決算報告書の10ページをお開きください。

令和6年度の後期高齢者医療保険料は、現年度分・滞納繰越分合計の予算現額3億1,426万4,000円に対し、収入済額は3億0,833万7,787円で、予算現額に対しては592万6,213円の減となりました。

調定額に対する収納率は、現年度分が99.6%で、対前年度比0.1ポイントの下落、滞納繰越分が79.4%で、対前年度比41.5ポイントの上昇となり、全体では99.5%で、対前年度比0.1ポイントの上昇となりました。

今後とも、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（平田るり子） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○5番（水野正子） 国民健康保険の歳入歳出決算書の7ページですが、この不納欠損額が令和5年度は380万円ほどあったんですが、減っているのはどういうことでしょうか、お聞かせください。

○税務課長（福永賢一） 滞納繰越分の縮減につきましては、滞納繰越分の収納率が向上している部分も影響があります。不納欠損額が大きく下がった理由につきましては、大口の滞納者の不能欠損処分をしたのが令和5年度は多かったということが一つ。

それから、先ほども申しましたように、滞納繰越分の収納率の向上もありまして、不納欠損で落とす部分が減らせたというのも理由として挙げられます。

○5番（水野正子） 先ほど説明にありました272件減った要因は、何なんでしょうか。

○税務課長（福永賢一） 272件から163件になった理由ということによろしいですか。これにつきましては、健康保険税と普通税と合わせた件数になっておりますので、全体件数ということで……税務課提出資料の9ページを見ての質問でしょうか。

○5番（水野正子） 申し訳ないです。先ほど272件減ったと説明がありましたので、272件……すみません、全部の税を入れてということで今立石議員から説明がありましたので、272件でよかったです。

それと、この国保税の滞納者は、景気動向とか失業率などの影響はあまりないのでしょうか。

○税務課長（福永賢一） もちろん関係がありますというのを言えるかと思います。

○5番（水野正子） 健康保険税の納付が困難になった場合というのは相談窓口とかあるんでしょうか。

○税務課長（福永賢一） 税務課の管理収納の窓口で納税相談をしていただくということになります。また、例えば非自発的な失業の場合には、保険税の軽減の制度もございますので、そういった御案内も、納税相談のときにもできるかと思います。

○11番（橋口洋一） 国保の報告書2ページ、保険給付費のところで、この説明書きのところでですね、2行目、療養給付費で5.8%の減というふうになっているところ、その下の行で、1人当たりの療養給付費の比較では0.5%の減というふうになっているんですね。ちょっとこちらの理解が追いついておりませんでしたので、これについて、何が違うのかというのをお示しください。

○健康・こども課長（鮫島真一） 11番委員からの質問の関係で、療養給付費は5.8%の減は、総額において、令和5年度と令和6年度と比較したものにございます。

もう一点の、1人当たり給付費につきましては、それぞれの5年度、6年度の総額から、被保険者で割り戻した金額が1人当たり給付になりますので、被保険者数に関しては、令和5年度と令和6年度は、人数が違いますので、比較すると1人当たりに対しましては0.5%の減、総額につきましては、5.8%の減というような算出になっておりますので、数字的にはそういうものになっております。

○11番（橋口洋一） すみません、ちょっと分かりませんでした。

総額でいうと、歳出のところ、15ページ以降になりますけれども、どこの部分で5.8%の減になったということなんでしょうか。

○健康・こども課長（鮫島真一） 療養給付費の5.8%減の数値の算出についてですが、15ページの2保険給付費の1療養諸費1療養給付費の支出済額が19億9,509万1,073円でございます。

こちらが令和6年度の療養給付費になります。

令和5年度の同じく療養給付費が21億1,796万8,502円になりますので、6年度と5年度を比較した場合、5.8%の減少という算出になります。

1人当たり給付額につきましては、令和6年度の平均被保険者数が4,789人、令和5年度が5,061人になっておりますので、それぞれ平均被保険者数をそれぞれの年度で、1人当たり給付費を算出しますと、令和6年度の1人当たり給付が41万6,599円、令和5年度が41万8,488円となりますので、対前年度比に関しましては、0.5%の減という形になります。

被保険者数が令和5年度と令和6年度で違っていますので、そちらでの算出で異なってくるという形になります。

○11番（橋口洋一） 分かりました。字柄だけ追っていると、なかなか理解ができませんでしたのでありがとうございました。

また、次に13ページの6繰入金、1他会計繰入金のその他一般会計繰入金ですね。こちら一般会計のほうでも繰出金ということで示してあったところかと思うんですけれども、一般会計のほうでは、その他一般会計繰入金ではなく、国民健康保険特別会計財源不足分ということで計上されているところです。

先ほど課長の説明にもありましたとおり、こちらのほう、昨年と比較して4,000万円ほど上がっているというところでした。一昨年、また前の年を見てみると、1,000万円だったところだったかと思います。非常にこの不足分がかけ上がっているような金額になっているかと思います。料金改定ももう行われた保険料改定ですね、行われたところではあると思うんですけれども、この現状をどのように解消される見込みなのか、そこら辺をお示しください。

○健康・こども課長（鮫島真一） まず初めに、法定外繰入金が昨年度4,000万円と比較して4,000万円増加した理由になりますが、一つは、国民健康保険税が5年度と6年度と比較しまして、1,870万円ほど減少しております。国民健康保険税に関しましては、令和7年度、今年度、税率改定のほうを行っているところでございます。令和6年度は改定前の税額での決算という形になります。

次に、諸収入が令和5年度と令和6年度と比較しまして、270万円ほど減少をしているところです。もう一点、繰越金に関しましては、令和5年度と令和6年度と比較しまして、約350万円ほど減少をしているところです。

保険給付費に賄われる事業費納付金につきましては、1,570万円ほど減少はしているところなんですが、その他一般会計の繰入金を除く歳入歳出の差額が、令和5年度、令和6年度と比較しまして、3,000万円ほど赤字が増加したことがございまして、法定外繰入れが4,000万円ほど増加をしております。

先ほど申し上げました、残りの980万円ほどにつきましては、翌年度の繰越しの増というような形になっております。4,000万円の増加につきましては、そのような内容になっております。

今後の国保の在り方についてですが、先ほどの私の説明でも少し触れましたが、平成30年度に国保の改革が行われまして、県と市町村で一体的な国保の運営を行うことになっております。

現在、財政につきましては、鹿児島県が主になってやっているところでございます。

医療給付費を払うための財源として、事業費納付金が各市町村に割り当てられ、その事業費納付金を県に納付して、給付金を払うために市町村にまた戻ってくるような仕組みになっておりますが、その事業費給付金を納付するための一つの財源として、国民健康保険税がございますが、事業費納付金と国民健康保険税と比べた場合に、バランスが取れてない現状にありますので、令和7年度に税率改定をさせていただいたというところになります。

今後につきましても、国、厚生労働省において、法定外繰入れを解消するようにという方針が出されております。

その理由としましては、各都道府県で保険税の税率を統一するという構想がございますので、達成するために、現在、一部の市町村で行われている法定外繰入れの解消を求められているところでございます。

そちらの解消をするためには、医療費指数、医療費の適正化を目指すことと、医療費に見合った事業費納付金を賄うための国民健康保険税の水準にするというところが枕崎市国保に課せられた課題というふうに考えております。

それに向かって、事業を進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○11番（橋口洋一） それを踏まえまして、令和7年の予算において、その他一般会計繰入金はどのような形になっているところでしょうか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 7年の予算における、その他一般会計繰入金の予算額としては、5,607万1,000円となっています。

○11番（橋口洋一） 先ほどの課長の説明で、法定外繰入れを解消するという方向性が示されているということで、この7年度予算は現在5,600万円のその他一般会計繰入金があるということでしたが、またこれは提言していくつうになると考えてもよろしいでしょうか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 今後の本市の医療費の支出にもよってまいりますが、方向性としましては、その他一般会計繰入金、法定外繰入れのほうは解消する方向で私たちは取り組んでいかないといけないというふうに考えているところです。

○11番（橋口洋一） 解消する最終年度というかですね、そこは令和の十何年でしたかね。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 厚生労働省としては、年度を遅くともという表現で出しているところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、鹿児島県での統一という部分がございますので、鹿児島県における法定外繰入れの解消年度は、現時点では決定はされていないところでございます。

○11番（橋口洋一） 分かりました。この法定外繰入れですね、解消しないと統一にも関わってきますので、そのあたりは留意していただいて進めていただきたいと思います。

○3番（辻本貴志） 決算報告書の3ページになります。保健事業費について伺います。

人間ドックとか節目ドックも、昨年度もなかなか人数が上がらず、特定健診等の事業についても、やっぱり昨年度も0.8ポイント減で42.6%であります。

今年度6年度も3.4%減の39.6%ということだったんですけど、令和7年度も新しい健康しおりとか作って取り組んでいると思うんですけど、何かこう受診率を上げる策っていうのはやっぱり難しいですかね。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 3番委員から今御意見ありましたが、確かになかなか人数としましては伸びてきていませんところでございます。

ただ、被保険者数自体は減少しておりますので、伸びてはおりませんが、維持は何とかできているのかなと思っています。

ただ先ほど話がありましたように、決して維持が目標ではなくて、数字を伸ばしていくということが命題だと思っておりますので、健康・こども課としましては、委員会のほうでも5番委員の方からも質疑いただきましたが、国保の特定健診等とがん検診に関しましては、土曜・日曜日曜日に検診日を設けましたり、健診会場に行きやすい環境ということで、レディースけんしんデーでというものを設定したりということで趣向を変えて、健診会場に来やすい環境をアイデアを出しながら取り組んできているところでございます。

国保の被保険者の方に、一般質問でもいただいたところなんですけれども、意識づけをしていただくということが根底にあるかと思いますので、その意識づけのためには、どういう方策が必要なのか、健康・こども課としても知恵を出して、先進事例等を参考にしながら、いろいろな方策を取り組んでいきたいと考えているところでございます。

令和6年度の特定健康診査の受診率が前年度から3.4ポイント減の39.6%になっている一つの要因として、情報提供の関係がございます。

病院等で受診した際に様々な検査を行う場合があるかと思いますが、そちらの結果のほうを市役所の健康・こども課に検査データを出していただくことで、特定健診を受けたとカウントされる仕組みがあるんですけども、その部分で、情報提供が少し減少したというところがありますので、原因を追求しまして、もとの数値になるように引き上げていきたい、もしくは病院を受診して、特定健診を受けてない方には、そういう提供を依頼していくような方策も考えていきたいと考えているところです。

○3番（辻本貴志） 今後の医療保険とか介護保険料につながるものだと思いますので、私としてもまず知ることって大事だと思っているので、意識づけのほうをお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 国民健康保険税は、最終的にはといいましょうか、先ほど課長説明もあったように、県下統一した保険税率、保険料、こういうものを目指しているわけですね。

その前に、令和9年度、8年度、翌々年度と言えばいいですか、それで一応二次医療圏の保険税率を統一すると、この方針ですよね。そうしますと、もう7年度が来て8年度、来年度は、二次医療圏、この南薩4市の水準を統一する作業というのは、具体的にはどういうふうになっていくわけですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 二次医療圏での統一の関係は、保険税率の統一ではございませんで、二次医療圏では本市を含めて4市ありますが、先ほど申し上げました事業費納付金の算定に医療費指数というものを使っております。

医療費指数を二次医療圏4市で同じ、医療費指数を使って、事業費納付金を算定するという考え方方が県のほうが示されているところでございます。

○6番（立石幸徳） 今、課長が詳細に説明にされましたけど、今年度の施政方針では、新年度7年度なんですね、保険税率の改定を行いますと。9年度に予定されている二次医療圏ごとの保険税水準の統一、これが今言ったその納付金算定に当たっての、4市の指標の統一と。指標は現在4市ではどういう状況なんですか。一番最新のデータでは。これは私も前、一般質問でその時点での状況は聞きましたけど、いろいろ変遷がありますのでね。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 最新の医療費指数は今年度令和7年度の指標になります、かなり長い数字になっておりますので、下3桁で止めた数字でお伝えいたします。枕崎市が1.244、南さつま市が1.307、指宿市が1.187、南九州市が1.232という数値になっております。

○6番（立石幸徳） そうしますと、やり方としては、今7年度ですが、9年度から一緒にするとなると、来年8年度の今言わされた指標を全部合算して4で割って、統一した指標を持っていくと、こういうやり方になるんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 内容としましては、令和9年度から二次医療圏ごとの医療費指数を用いて事業費納付金の算定を行うということは県から示されておりますが、具体的に一般的に加重平均で行うかどうかというのは、具体的なものはまだ県のほうからは示されていないところでございます。

○6番（立石幸徳） 県が示さなくとも、納付金の算定を4市一緒にすることだから、4市のやつを全部合算して4で割る、そういうことになっていくんじゃないですかね。県がそんな示すようなことですかね。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 医療費指数に関しては、県から数値は示されるところでございます。

単純に4市を合計して4で割って加重平均でいいのか、被保険者数とかも各市で違いますので、そちらでまた特殊なやり方をやるのかというのがまだ具体的に市町村にはこういう方法でというところは示されていないところでございます。

○6番（立石幸徳） 被保険者数とかいうようなものを条件に入れてくると、非常にもう複雑でわけ分からんことがありますけど、ただ私がなぜそんなことをお尋ねするかというと、医療費指数を4市統一することで、本市の保険税に、被保険者ですね、どういう影響っていうか、やっぱり激変ということじゃなくても、一応、今までの医療費数と違った形の指数で納付金を納めるといかんから、被保険者にすると、枕崎の場合は、先ほど報告のあった指数からいくと、どっかというと得をするような感じですよね、4市の中では高いほうだから。

平均となると、どっかというと安いほうになる。そうすると指数が、現在よりも下がるから枕崎の分の納付金っていう意味では、額としてはちょっと下がると。それをまた被保険者に納付金を配分ちゅうと変ですけど、そういう流れからいくと、本市の被保険者に対する影響という意味ではどういうふうに見いてるんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 9年度の事業費納付金から二次医療圏の統一した医療費指数を使うということになりますので、例えば、今年度の令和7年度の医療費指数で言いますと、令和6年度と比べまして、4市とも下がっており、先ほど申し上げた数値になっておりますので、来年度、令和8年度の医療費指数がどうなるのか、その先の令和9年度の医療支出指数が4市の中でどうなるのかというところが読みにくい分からぬところでございますので、現在の医療費指数での判断でいく場合には、先ほど6番委員が発言されたように、本市の医療費指数は4市の中では、高いほうの位置づけになりますので、一番医療費指数が小さいところと、一番医療費指数が高いところで、どの辺になるのかというところは何とも申し上げられないところにはなるかと思います。ただ、大きく変化はないのかなと思っております。

ただ、先ほどお話ししました人口規模、被保険者数が、4市の中では枕崎市が一番少ない数になりますので、純粋に4市で平均を取るのか、それとも南薩二次医療圏の中での国保の被保険者の方々の医療の給付の水準を全て合計してそれをそこからはじき出すのかという様々なやり方というか考え方を考えられますので、どのような方法で県がするのかというのがまだ示されていないところですので、何とも申し上げにくいところはあると思っております。

本市の被保険者数が4市の中で一番多い場合には、ある程度ほかのところに比べて本市が占める割合というところがあるかと思いますけれども、4市の中で被保険者数が少ないとという形になりますので、9年度がどうなるかというところは何とも言えないというふうに考えているところです。

○6番（立石幸徳） もう一つ納付金算定は、いわゆる今まで出された医療費指数というのは、俗にアルファ・ベータのアルファ値の納付金算定に関わる数値ですよね。

もう一つ、ベータ値の所得に関わるこの数値ですね、これは、納付金算定は、所得値はやっぱり4市ばらばらということになるんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 今の時点では、所得に関しては、統一するとかという話は出てきてないところでございます。

○6番（立石幸徳） 最後にしますけど、最終的には県下全体4市でなくて、県全体の43自治体の統一を目指すわけですが、南薩4市はどちらかというと所得も割といいほう。それからこの医療費については、南薩地域は県内ではすごく高いほうなんですよね。そうしますと、県下全体の平均という意味では、見通しとしては、これまで現行よりも得をするという言い方は変ですけど、よくなると、こういう見通しでいいんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） これまでの保険料水準の統一に向けた協議の中で、委員がおっしゃるようにかなり医療費指数が低い地域、団体がございます。

南薩地域のように、医療費指数が高い地域もございまして、鹿児島県が、統一の日程をまだ示せないっていうのは、高いところと低いところの乖離がかなりありますので、具体的な日程が示されないのが1点です。

示された場合に、本市の医療費指数を順位的に考えますと、統一されたら医療費指数は下がるような形になるのではないかと予想はしているところでございます。

○9番（禰占通男） 今の関連ですけど、この個人の保険料に対してどのような影響が出てくるんですか。この保険料については。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 二次医療圏で医療費指数を統一した数値を使って県へ納めるための事業費納付金が算定をされます。

事業費納付金を県に納めますと、県は、事業費納付金を使って県支出金という形で市町村に交付され、それを医療機関に給付金として払う形になるんですけども、事業費納付金を納めるための財源の一つとして国民健康保険税があります。事業費納付金に合わせた国民健康保険税率として、市町村ごとの標準税率があるんですけども、そちらに影響が出てくると思います。

その理由としまして、先ほど11番委員からの質問もありましたが、事業費納付金を納めるために、国民健康保険税が足りない場合は、現在のやり方になりますが、法定外繰入れを一般会計のほうから頂いて、事業費納付金を納める形になりますので、統一するためには法定外繰入れは解消してくださいという国の考え方がありますので、最終的には事業費納付金に合わせた国民健康保険税率の算定をしなければならないということになりますので、現在の医療費指数のまま、もしくは多少の減少では、現在の不足額分を解消する、満たすことはできませんので、先ほどの二次医療圏での医療費指数の統一による事業費納付金の算定になると、保険税率の改定をする必要が出てくる可能性が大きいというふうに思っております。

○9番（禰占通男） 今の繰入金はですよ、本市で使う保険者の分になるんだけど、それを繰入れをしなかった状態で保険料を算出すると、今の国民健康保険者がですよ、払っている部分から幾らぐらい上がるの。

何割軽減とかいろいろありますけど、そこら辺をざっくりばらんに計算してですね。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 今年度7年度の事業費納付金についての本市における事業費納付金に合わせた標準税率での試算は今の現時点では行っていないところです。

委員のほうからの今御発言もありましたが、具体的に今後、どういう方向に行くのかという部分では、やはり必要な試算になるかと思いますので、そちらのほうは行っていきたいというふうには考えているところです。

○9番（禰占通男） 県のほうからも今度のこの6年度分か、これについて発表があって、43市町村のうち25市町村が赤字だと。うちは辛うじてこの1ページにあるように1,400万円の黒字と収支がなっているんですけど、実質収支はですよ。だったら、これもう本当にうちもぎりぎりで繰入れいろいろもろもろあって、これだけの収支があるということなんだけど、本当に危ないような状態なんだけど、どうなんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 6年度決算上は1,433万4,000円の決算上は黒字になっておりますが、法定外繰入れを8,000万円、一般会計のほうから頂いて、1,433万4,000円の黒字になっておりますので、実質的な収支としましては6,566万6,000円の赤字という形になりますので、あと基金のほうも本市の国保に関しましては持つてない状況にありますので、非常に厳しい状況にあるというふうには認識をしているところです。

○9番（禰占通男） できればその繰入れをしなかったとして、計算とかそこら辺もやってもらって、本当の実質、それも知りたいし、所得いろいろ軽減とかあるから、みんなが一律というわけにはいかないけど、やはりそういうことも必要じゃないかと思います。

そして、もう一点、後期高齢者の分についてちょっと伺いますけど、10月1日から1割から2割に引き上げられたものを軽減措置がなくなって、10月1日から1割上がるということなんですけど、うちとしては、対象者はどの程度になるんですかね。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 今、9番委員からございました75歳以上の方などで一定以上の所得がある方が、医療費の窓口負担割合が2割に、令和4年10月1日から変更となっていました。

今回、その配慮措置が令和7年9月30日で終了することになったところでございます。

後期高齢者医療保険料の被保険者数が、7月末現在になりますが、4,502人いらっしゃいまして、そのうち、2割負担の方が555人、率で言いますと12.3%の方々になります。

その中で、実際の配慮措置を受けている方が、7月の現在になりますが、194人がいらっしゃったというところで、こちらのほうで把握しているところでございます。

○9番（禰占通男） この方々には何かこの説明、何か報告とかそういうのはいっているんですか。それとも、年金からそのままばさっと引くだけ。

○健康・こども課長（鮫島眞一） この窓口負担の関係は、医療機関等で受診された場合に、月額1か月の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置が今回9月30日で終わるという制度になりますので、9番委員がおっしゃられたその年金のほうから引くとかというその保険料の部分ではございませんで、医療機関にかかったときに、窓口で支払っていただく一部負担金の金額の3,000円までという配達措置が、今回、国の制度の終了で終わるという形になります。

○9番（禰占通男） 今3,000円まで収まっている部分ですけど、1回病院に行って窓口で払う、一番の高額っていうのはどのぐらい払うんですかね。3,000円までというのは月ですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 月額3,000円までという形になります。

○9番（禰占通男） 月額3,000円までの人が一番高額になるっていう、10月1日から高額になるといったそのデータはないんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 高額の方のデータは今手持ちではないんですが、1人当たりの給付費額は把握ができておりますが、2,157円給付になっておりますので、3,000円を超えた分という形になりますので、5,157円が平均的な金額になっているというふうに考えています。

○6番（立石幸徳） この間のこの後期高齢の補正ですね、また後もって健康・こども課長から詳しく訂正をしていただいたんですが、まず払戻しですね、つまり上限は3,000円までだよということで、でもその窓口支払いは当然、2割で計算をされて払戻しになる分も含めて払うわけですね、窓口では一旦。その後、払戻しという、その払戻しのやり方はどうなっているんですか。もう窓口で精算できているの。

○健康・こども課長（鮫島眞一） マイナンバーカードにひも付けられたマイナ保険証の場合は、マイナ保険証に配慮措置の該当の方という部分で情報が入っておりますので、その場合は、各医療機関で3,000円で止まる仕組みになっております。

それ以外の、マイナ保険証を使わずに、資格確認書で行う場合には、各医療機関で、複数の医療機関等に行った場合の3,000円上限を把握することはできませんので、最終的には医療機関等

から診療報酬の請求情報が国保連合会を通じて本市のほうに参りますので、そちらの情報をもとに、対象者の方には通知をお送りして、お返しをする形になっております。

一般的には一度手続をされたら振り込みでお返しするという形になっているかと思います。

○6番（立石幸徳） できるだけ振り込み云々と言わずに、マイナンバーカード同様ですね、みんなもう窓口で払戻し分は、精算できるようにしていただきたいというのもあるんだけど、それ以上に、もう配慮措置がなくなるわけでしょ、これから10月以降は。

そうしますと、今まで配慮措置で助かったというか、そのような人たちは、途端に何でこれからこんなに医療費、療養費が上がったんだということになっていくような気がするんですけど、その辺の周知方、事前説明というのはどういった形でやられているんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 資格確認証を75歳にならしたら窓口で交付をするわけですが、その場合には2割の対象になる方には、説明を行っております。ただ窓口に来られない方等には説明ができない事例もあるかと思います。

○6番（立石幸徳） 特に高額の療養費の場合ですね、先ほど二千五百云々という金額も言われましたけど、療養費が高額になるとこの配慮措置の解除といいましょうか、配慮措置がなくなると、今まで上限3,000円というのがなくなるわけですから、途端に高額の療養費がかぶってきますよね。そうなるんじゃないですかね。この辺の考え方はどういうふうに思つとけばいいですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 窓口負担が2割の方の場合は、1万8,000円が高額療養費のところになります。そちらを超えた場合には、後期高齢者医療広域連合のほうから、払戻しの振り込みになってくる形になります。

○6番（立石幸徳） 払戻しというのは、これからは払戻しがなくなるわけでしょう。

違うんじゃないですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 配慮措置の3,000円上限がなくなりますが、高額療養費の部分が制度上ありますので、そちらまでの御負担はしていただかないといけないこととなります。それを超えた部分については、後期高齢者医療広域連合のほうから振込で返ってくるということになります。

ただ、マイナ保険証を使われた場合には、そこの医療機関の窓口のほうで高額療養費の手続ができていますので、それ以上窓口では支払う必要はないと考えています。

○6番（立石幸徳） 最後にしますけど、高額療養に至らなくて、この配慮措置がなくなって、一番金額が負担が大きくなるのは幾らになるんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 窓口負担が月額1万8,000円というふうに考えています。

○9番（禰占通男） マイナ保険証を使って窓口で高額療養の方はそれ以上払わなくて対応できるって言いました。もうほとんどの病院でそうなっているんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 医療機関の窓口に置いています読み取りのカードリーダーを使うことで、その中に限度額認定証も含めた情報が入っておりますので、その部分で対応ができますので、そこで大丈夫です。

○9番（禰占通男） そしたらですよ、今マイナンバーを保険証として使うか、使わないかっていう悩んでる方も結構いるんじゃないですか。高齢者になるとこの保険証も送ってくるでしょう。保険証が送ってきた頃、私が外へ出ると私の知り合いが車で着いたところだったんですよ。そしたら何事かって思ったら、何か保険証のことで、担当課に行きたいってそういう話だったので、何のために行くのか分からなかったんですけど。高額療養費として対応できて、病院でこの前までだったかな、すぐ返ってくるとかどうのこうの、そういう話も聞いたし、それはいつからそうなったんですかね。もう前からですかね、1万8,000円以上は高額療養費と認められて支払いが、1万8,000円で済むということ。

○健康・こども課長（鮫島眞一） マイナ保険証を使った場合の限度額の手続が不要な仕組みに

つきましては、マイナ保険証の仕組みが動き出したと同時にそういう仕組みになっているというふうに理解しているところです。

○9番（禰占通男） もう一点、1割・2割・3割それは関係なく対応になるの。その段階で金額が違うとかなんかないの。

○健康・こども課長（鮫島眞一） マイナ保険証に1割・2割・3割の負担割合のデータというか負担割合も入っておりますので、それぞれの1割・2割・3割に応じた限度額の窓口負担になるかと思っています。

○9番（禰占通男） その1割部分と2割は1万8,000円だと、では3割分は幾らになるんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 3割負担の方につきましては、現役並み1、2、3という3つの区分に分かれております。現役並み1の方は、例えば課税所得145万円以上の方になります。この方で申し上げますと、外来と入院合わせて月額の8万0,100円というところが自己負担限度額になります。

○6番（立石幸徳） 後期高齢の友達もいっぱいいるもんですから、細かく知っておきたいんですが、この2割負担となる方で、高額療養費の口座が、さっき言った払戻しの口座が登録されていない方に、広域連合や市町村のほうから申請書を郵送しますっていうことになっているんですけど、本市の場合は、この申請書はどの程度郵送されたもんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 月ごとでその対象者の方が異なってまいりますので、口座の登録をされてない方は、現時点では細かい数値を持っておりませんので、どれくらいの人数がいるかというところはお答えできないところです。

ただ、手続として、そういう手続をしていただかないといけませんので、口座の手続、口座登録のない方には、おっしゃるとおり、郵送でお送りして、口座の手続の返送がありますと、次回からは、手續なしで自動的に口座のほうにお振り込みして還付する仕組みになっています。

○6番（立石幸徳） 要望しておきますけど、高齢者になると、とかく振込詐欺とか、いろいろいわゆる情報の漏れっていうのが非常に問題になりますので、その辺については、対象者には懇切丁寧に説明をしていただきたいと思います。要望しておきます。

○委員長（平田るり子） ほかにありませんか。——ないようなので、以上で質疑を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、認定事項第2号は、認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（平田るり子） 異議もありませんので、認定事項第2号は、認定すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、認定事項第3号は、認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（平田るり子） 異議もありませんので、認定事項第3号は、認定すべきものと決定いたしました。

委員の皆様にお聞きいたします。

今日は、ここまででよろしいでしょうか。続けますか。この後全協がありますので、どうされますか。——次に、行きます。

ここで執行部入替えのために暫時休憩いたします。

午後3時59分 休憩

## △認定事項第 4 号 令和 6 年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

○委員長（平田るり子） 再開いたします。

次に、認定事項第 4 号令和 6 年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○長寿介護課長（川野優治） 認定事項第 4 号令和 6 年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

決算報告書の 1 ページをお開きください。

令和 6 年度の当初予算額は 27 億 7,613 万 1,000 円で、その後 4 回の補正を行い、最終予算額は 30 億 2,720 万 7,000 円となりました。

歳入におきましては、調定額 30 億 4,131 万 9,000 円に対し、収入済額 30 億 3,753 万 2,000 円、不納欠損額 64 万 8,000 円、還付未済額 14 万円、収入未済額 327 万 9,000 円となりました。

5 ページを御覧ください。

歳入のうち、保険料につきましては、調定額 4 億 9,117 万 3,000 円に対し、収入済額 4 億 8,738 万 6,000 円で、収納率 99.2% となり、前年度に比べ 0.1 ポイントの増となりました。

1 ページにお戻りください。

歳出におきましては、予算現額 30 億 2,720 万 7,000 円に対し、支出済額 28 億 1,435 万 5,000 円で、2 億 1,285 万 2,000 円の不用額となり、収支残額は 2 億 2,317 万 7,000 円となりました。

2 ページをお開きください。

歳入総額 30 億 3,753 万 2,000 円に対し、歳出総額 28 億 1,435 万 5,000 円で、差引き 2 億 2,317 万 7,000 円の黒字となりました。

3 ページを御覧ください。

令和 6 年度事業の成果について申し上げます。

まず、総務費は介護保険の事務経費であり、4,749 万 9,000 円の事業費のうち約 83% に当たる 3,946 万円を南薩介護保険事務組合負担金が占めています。

保険給付費は、令和 6 年度の予算現額 26 億 2,391 万 4,000 円に対し、24 億 3,240 万円の支出となり、予算現額に対しては 1 億 9,151 万 4,000 円、7.3% の減、また令和 5 年度実績に対しては 4,567 万 5,000 円、約 1.9% の増となりました。

なお、2 ページに記載しておりますとおり、介護サービス等諸費は、前年度実績を上回ったものの当初見込み（第 9 期計画）より下回りました。

その要因は居宅介護サービス給付費においては、訪問介護・訪問看護や通所介護・通所リハビリテーションのサービスが伸びなかつたことと、地域密着型介護サービス給付費においては、地域密着型通所介護が伸びたことにより、前年度実績を上回っておりますが、施設介護サービス給付費においては、3 施設ともに当初見込みを下回ったことなどによるものです。

介護予防サービス等諸費については、僅かでありますが前年度実績及び当初見込みを上回っており、介護予防通所リハビリテーションや介護予防訪問リハビリテーションが伸びたことが要因となっています。

また、要介護認定率については、令和 7 年 3 月末の要介護認定率は前年度から 0.1 ポイント減の 16.7% となっており、このことも給付費が伸びない要因の一つとなっています。

地域支援事業費は、要支援・要介護状態になることを予防し、できる限り地域における自立した日常生活を支援するための事業経費 7,864 万 1,000 円で、令和 5 年度に対し 198 万円、2.6% の増となりました。

基金積立金につきましては、介護給付費の財源等としての介護給付費準備基金への積立金8,381万5,000円であります。

なお、現時点における令和7年度末の介護給付費準備基金の残高は、4億6,726万2,000円と見込んでいます。

諸支出金につきましては、介護保険料の還付金並びに令和5年度分に係る介護給付費負担金等の国・県への償還金、介護給付費交付金等の社会保険診療報酬支払基金への償還金及び一般会計繰入金の精算返納分1億7,200万円です。

以上、説明いたしましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（平田るり子） それでは審査をお願いいたします。

○9番（禰占通男） 説明資料の3ページです。

この地域支援事業の予防としての高齢者元気度アップ・ポイントの額もですけど、効果というのはどうのように表れているんでしょうかね。

○長寿介護課長（川野優治） 高齢者元気度アップ・ポイント事業の概要について申し上げます。

高齢者が意欲や能力を生かして社会に関わり続け、周囲の支えにより、地域で自立して暮らし続けるために、そのような社会を実現するために、多くの高齢者の取組にポイントをつけて、いろいろ活性化を図っていることになります。

ポイントで商品券を配っているところですが、令和6年度の報償費の商品券の額が379万9,000円となっているところです。

令和6年度の元気度アップ・ポイント事業の登録者数におきましては、1,927人いまして、実際に商品券を交換した人数は974人となっているところです。

多くの高齢者からこの事業は大変ありがたいということでお聞きして、事あるごとにずっとこの事業については継続をお願いしますと市民の声が大きいので、今後も続けていくこととしております。

いろんな検診だったりとか、てげてげ広場に参加したりとか、いろんな事業に参加することによって、高齢者の外へ行く機会を確保につなげて、少なからず介護予防につながっていると感じているところでございます。

○9番（禰占通男） 以前、県の部分もあったけど、県の分は今でもあるんですか。

○長寿介護課長（川野優治） 議会でも質疑を受けております。

たしか令和4年度まで県の補助金があったところですが、5年度から県の補助金が打ち切られるということで、その時点から、本市のほうは、地域支援事業交付金を活用して事業を継続しているところでございます。

○9番（禰占通男） 以前から担当課長が介護ということで、元気な高齢者が多いから、うちはほかのところと比較すれば、やっぱり保険料とかいろいろ違ってくるわけですよ。それっていうのはこれ見てもやはりちょっと実質的には繰入金とかあるだろうけど、黒字ということで影響として出ているんじゃないですか。どうなんですか。

○長寿介護課長（川野優治） 9番委員がおっしゃるとおりですね、本市の要介護認定率については、県下でも低い状況にあります。19市でいいますと、4番目に低い数字となっておりまして、令和7年3月末で16.74%の要介護認定率となっているところです。

お隣の南さつま市が19.65%、南九州市が20.24%で、先ほども県下で低いと言ったのですが、一番低いところで、19市では15.42%で伊佐市が一番低い状況にあります。

やっぱりこの認定率が低いということは、それだけ元気な高齢者が多いことだろうと考えられます、中には高齢者の方で介護サービスはもう受けるつもりがない方とか、まだ申請していない方たちが漏れている可能性がありますので、そこについては、介護サービスを受ける状態にあって、受けられない人については掘り起こしというか、公民館活動の一環で、その辺も掘り起こ

していって、介護サービスにつなげていきたいと考えているところです。

○9番（禰占通男） またこの横にあります配食サービス、贅否両論あると思うんですけど、いろいろ一般会計でも話も出ていますけど、今後どうなるんですかね。ずっと続けるのか、配食を希望する方の推移というのはどうなんですか。

○長寿介護課長（川野優治） まず、配食サービスの対象者の推移について申し上げます。

過去3年間で申し上げます。令和4年度が280人、令和5年度が295人、令和6年度が312人となっております。

この福祉給食サービスについては、重要な事業と認識しておりますので、できる限り継続していきたいと思っているところです。

○9番（禰占通男） 見守りの部分もありますので、私は本当にいいと思います。

配食の人に私はお礼も言ったことがあります。私の近いところで何年か前になりますけど、探して見つけてくれてね、本当にありがたいというか、親戚じゃなかったけどやっぱり知ってる人だと本当に気づかずに行ったらとそういうことがあります。

それで、見守りということで伺いますけど、今いろいろ電話回線を使った送信機というか、見守りをする電話回線を使ったうちでもやっているんですけど、そういうものの利用率っていうのはどうなっているんですかね。

○長寿介護課長（川野優治） 本市で行っておりますものに緊急通報体制整備事業というのがありますし、これの事業の目的としまして、在宅のひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適正な対応を図るために緊急通報装置を給付するという目的になっています。6年度実績としましては、登録者が24名いるところでございます。

○9番（禰占通男） ひとり暮らしで介護認定、要支援とかいろいろ受けて必要になる方も多いと思いますけど、それでなくても、親族が近くにいない場合は絶対必要だと思うんですよね。

今、24名というのは少ないような感じがするんですけど、こういうのを広く周知して、利用を呼びかけてもらいたいんですけどね。

私もこの1週間ばかりの間に、その装置のおかげで入院1週間で済んだ経験がありますのでね。そして、よくなつて退院して、首にかけるとか腕に巻くやつもあるんじゃないのって言ったら、もう引っ張り出してきましたけど、本人はそんなに緊急性があると思わないんですよね。熱中症で1週間で退院できたんですけど、やはり今全国的に見ても熱中症で、もう高齢になると暑さを感じない。そういう体質になることですね、クーラーがあつても使わないので、そういうことですけど、いろいろたしか折り込みチラシにも入ってたような気がするんですけど、そういうことについて市民に対して周知を徹底してもらいたいんですけどね。

○長寿介護課長（川野優治） 見守りにつきましては、先ほど委員のほうから、福祉給食サービスの話があったんですが、実はですね、2日ほど前に、配食のときに、2日ぐらい給食を食べてない方がいらっしゃって、その方は介護認定も全然受けてない方でしたんですけど、体調が悪い状態で、すぐ救急搬送して事なきを得たところなんですが、やっぱりそういうのもありますので、福祉給食サービスだったり、公民館のほうに在宅福祉アドバイザーという方々がいらっしゃいますので、その方々が定期的にひとり暮らししたりとか、高齢者の夫婦世帯で見守りが必要だろうという人たちを上げていただいて、その方たちをアドバイザーが見守ってくれる事業になりますので、そういう事業を活用をして、緊急通報装置が必要な方についてはあっせんをしていきたいと考えています。

○9番（禰占通男） その見守りアドバイザーですが、私も今度また集落で強制的に割り当てられたんですけど、それで福祉アドバイザーも講習にも行って、進めたんですけど、参加された方もちょっと少なかつたですよね。だから、どこまで見守っていいのか分からないと。

あとは民生委員に連絡をしてくださいというのは言ってあるんですけど、それが24時間でき

るわけでもないし、気づくときは下手すると二、三日、下手すると1週間ぐらいあれ見ていかなかったかなあっていうそういうぐらいになると思うんですよね。

だから、本当に通報サービス、電話回線を使っている部分ですよ。それは私は本当にをもって前からどうだどうだって言っていて、それを設置してたから助かっただけのことであって。

だから、本市がどういう機器を使っているのか知りませんけど、やはりそういうのも今後どんどん必要になるかなと思って。

結局、人口が減っていくと、もう交付金まで響いてくるわけでしょう。そこら辺も可能な限り推し進めてください。要望しておきます。

○4番（上迫正幸） 今、9番委員からいろいろあったんですけど、コロナ禍前はうちの集落も井戸端会議みたいな感じで五、六人集まって、それが五、六か所ぐらいあったんですけど、コロナがはやって、それもできなくなつたわけなんですね。うちの集落も高齢化が60%を超えております。それで、市が取り組んでいる高齢者元気アップ・ポイント事業のてげてげ体操みたいなのを、敬老か何かで紹介して、出前講座みたいなのをやってくれるという考えはないんでしょうかね。

○長寿介護課介護予防係長（大迫睦樹） てげてげ広場に関しましては、3か月に1回、定期的に出前講座を開催しているところです。それ以外でも、御要望がありましたら、日時を調整いたしまして、出前講座は御要望があればいつでも開催させていただくことは可能かと思っております。

○4番（上迫正幸） それは公民館長か誰かが申し込んだほうがいいんですかね。

○長寿介護課介護予防係長（大迫睦樹） 各てげてげ広場には世話役さんという方がいらっしゃいますので、世話役さんを通じて申し込んでいただいても構いませんし、参加者の方が直接、介護予防係に問い合わせていただければ、こちらのほうから世話役さんと連絡を取りながら、御要望にお答えする形で開催させていただけると思います。

○委員長（平田るり子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第4号は、認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（平田るり子） 異議もありませんので、認定事項第4号は認定すべきものと決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時27分 散会